

### 第III章 道路管理者のお仕事について

#### \*初めての勤め3

またまた、じゃ～ん！ ○○年4月

ハルちゃんがお勤めして1年が経ちました。今までは土木事務所の道路係でしたが、今度は道路の管理、占用の業務を受け持つことになりました。

(管理部門はとても地味な仕事ですが、実は重要な部門なのです！)

そもそも道路管理者の仕事ってどんなのがあるのかしら？  
確かに、道路係の時には工事の関係で境界のことや占用物件のことでは  
管理・占用係には大変お世話になったんだけど、...

何しろ、道路法「第3章道路の管理」のところを勉強するのよ！



また法律なの？ 頭の中はほとんど白紙なんですけど、  
最近はおバカさんフォームだから許してね..



ハルちゃん、何をバカなこと言ってるの！ 芸能界はあれが一つの売りなのよ！ あんたはこれで給料をもらっているんだからチャンとしなさいよ。 だいたい、「羞恥心」という言葉を知ってるの？ 書き取りでチャンと書けるの？ (これはレベル4クラスだよ！)

ハイ、ハイ、分かりました... !  
ところで、カヨ姉さんは管理部門の係にいたことあるのですか？

ウグッ、実は、無い!  
(1年経つと、だんだん生意気になってきてるぞ。今の若い子にはかなわないわ！)  
この章ではところどころ実務の助っ人を頼もうっと、..

#### III-1、道路の管理業務でつかう道路法について

道路法の「第3章 道路の管理 第1節：道路管理者」でよくつかう条項は次のものです。

##### (1) 工事原因者に対する工事施行命令等

【道路法】(工事原因者に対する工事施行命令等)

第22条 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事に因り必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施工させることができる。

2 前項の場合において、...

なんかさあ、この道路法 22 条にしてもさあ、読み取りが難しいね、法律って。あ～あ、ややこしや！ ややこしや！

分かった、分かった。要はね、、、「道路が壊された場合には、原因者の費用で責任をもって直してね！」ということで、道路管理者として行為者に復旧工事を行わせることなのさ。  
実務に当たっては別途「川崎市道路損傷事務処理要領」によることになる。



じゃあ？ 車の運転をしてて、車止めやガードレール、カーブミラーなどにぶつかって、それらを損傷させた場合なんかはどうなるの？もちろん自分の車も損傷してるけど、..

ハイハイ、いわゆる自爆事故でのことね！その場合、当然この道路法第 22 条の対象となり、任意自動車保険の対物賠償で直すことになる。もちろん、自分の車の損傷は自分の車両保険で直すんだよ！  
ちなみに、我家の自動車保険は種目が VAP というやつで、対物賠償 1,000 万円、対人賠償無制限！そして、ちゃんと車両保険も入ってるぞ！だから安心安心。

あの～？ 実際にジコって、保険をつかったことってありますか？



あるよ！ H18、H19 とたて続けにぶつけたよ。そりゃあ長い間には接触事故の 1 つや 2 つあるさ。あのさあ、自動車保険は料金の安さだけの勝負じゃないよ。実は事故が起きた時の保険代理店の動きが問題なのよ。いい代理店を押さえておくのが一番！我家は代理店には恵まれていて、何回も助けてもらっている。とても頼りになり、もう 20 年以上の付き合いになる。  
最近では保険料の安さをアピールする宣伝が多いけど、1 度事故ればきっと「まさにお金の問題じゃあない」と実感するよ。



編集長の話って、結構脱線しますよね？ところで、この 22 条の事務処理って年間どのくらいの件数があるのですか？

じゃあ、ここで、実務に詳しいトシエ姉さんと呼ばうか！

お待ちせ！トシねえです。そうね、多摩区管内の H19 年度は 20 件、H20 年度は 28 件でした。ちゃんと、警察への事故届等と照合するなど、連携して事務処理するのだけど、実際にはかなりの数の当て逃げもあるのよ！ その場合には、やむを得ず私たち道路管理者の予算で直すことになるんです。何か悔しいですね。

## (2) 道路管理者以外の者の行う工事・・・(自費工事)

### 【道路法】(道路管理者以外の者の行う工事)

第 24 条 道路管理者以外の者は、第 12 条、第 13 条第 3 項又は第 19 条から第 22 条までの規定による場合の外、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。但し、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。



本来、道路管理者以外の者は道路に関する工事はできないのですが、自らの目的のために道路管理者から「道路工事等施行承認書」を受けて工事を行うものです。自分の車の出入りのために、自宅の前の歩道を一部切り下げたりするのなんかがマサにそうだね。なお道路法解説では、この承認にあたっては「道路管理者はその工事等を行う必要性、設計及び実施計画の合理性並びに道路管理上の支障の有無などを総合的に判断して、承認又は不承認の処分を行うことができる・・・一般的な処理方針を確立しておくことが望ましい」とされています。例えば、自分に都合の良い道路を造るとするのは元々ダメなんだよ。道路はみんなのものだからね！

なるほどね～。ところで、この場合の費用はどうなるの？

当然、自費だね！ 法第 57 条により「・・・要する費用は・・・承認を受けた者又は道路の維持を行うものが負担しなければならない。」とされている。だから、このことをいわゆる「自費工事」と言うのだ。

ふう～ん、承認をもらい自分のお金で道路工事をするのね...  
じゃあ、承認のいらぬ政令で定める軽易なものって、何？



施行令第 3 条では「・・・軽易なものは、道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の構造に影響を与えない道路の維持とする。」とされている。

またトシねえです!! うん、多摩区管内の H19 年度の自費工事は 105 件、H20 年度は 97 件でした！

なるほどね～。ちなみに、この自費工事でも年間どのくらいの事務処理件数があるのですか？

ゲェ、そんなにあるの？ それって大変ですね。

## (3) 道路台帳

### 【道路法】(道路台帳)

第 28 条 道路管理者は、その管理する道路の台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 道路台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

3 道路管理者は、道路台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない。

そもそも「道路台帳」って、どんなものなの？

では、次に道路台帳に関する国土交通省令を紹介しよう。

**[参考]：【道路法施行規則】（道路台帳）**

第4条の2 道路台帳は、調書及び図面をもって組成するものとする。

2 調書及び図面は、路線ごとに調製するものとする。

3 調書には、道路につき、少くとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記様式第4とする。

- 一 道路の種類
- 二 路線名
- 三 路線の指定又は認定の年月日
- 四 路線の起点及び終点
- 五 路線の主要な経過地
- 六 供用開始の区間及び年月日
- 七 路線（その管理に係る部分に限る。）の延長及びその内訳
- 八 道路の敷地の面積及びその内訳
- 九 最小車道幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配
- 十 . . . . .

4 図面は、道路につき、少くとも次に掲げる事項を、付近の地形及び方位を表示した縮尺千分の一以上の平面図に記載して調製するものとする。

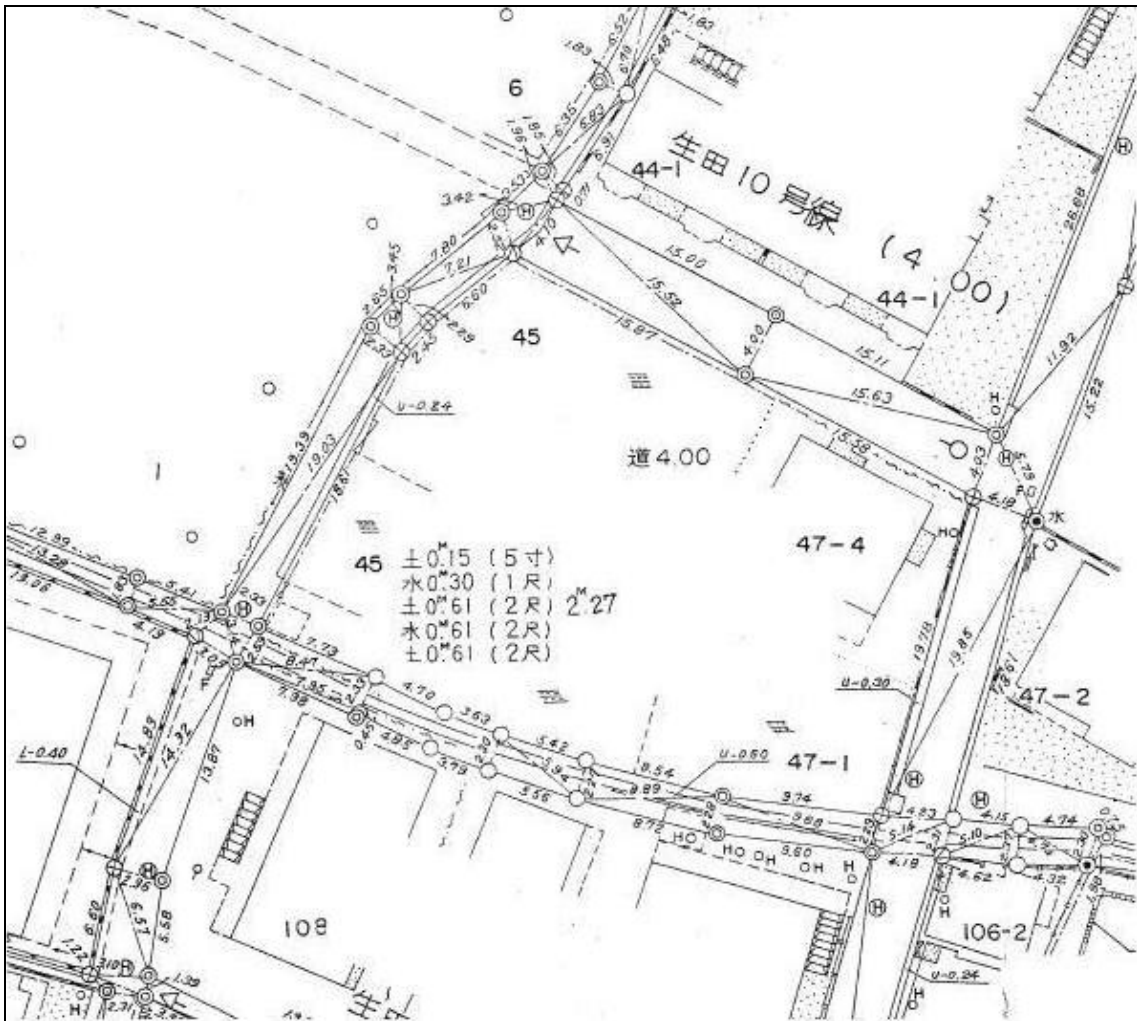
- 一 道路の区域の境界線
- 二 市町村、大字及び字の名称及び境界線
- 三 車道の幅員が0.5メートル以上変化する箇所ごとにおける当該箇所の車道の幅員
- 四 曲線半径（30メートル以上のものを除く。）
- 五 縦断勾配（8パーセント未満のものを除く。）
- 六 路面の種類
- 七 . . . . .

ここで、第3項に出てくる調書の「様式第4」とは次のような表です。なお、これは第1表(表)ですが、種類としては第5表まであります。

〇〇道路台帳		
道路の種類 . . . . .	路線名 . . . . .	道路管理者 . . . . .
路線の指定(認定)年月日 . . . . .	指定(認定)の該当条項	
起 点 . . . . .	主要な経過地 . . . . .	
終 点 . . . . .		
路線の延長 . . . . .	供用開始の区間及び年月日 . . . . .	
. . . . .		

まあ、道路の戸籍みたいなものなのね！

次に道路台帳の図面とは、「これだ！・・・」 この図の右上には川崎市多摩区生田地内の路線名「市道：生田10号線」があるね。



なお、道路台帳の詳しいことについては、「川崎市道路台帳調書整備要領」を参考に勉強してみるといいよ。

ところで、川崎市多摩区ってどのくらいの道路があるの？

川崎市多摩区行政面積 20.39 k<sup>2</sup> に対して、道路敷面積 2.31 k<sup>2</sup> ⇒ 約 11%  
道路総延長は、な、なんと 414 km。道路路線数は？ え〜と、現在調査中、。  
「お〜い、ヒロユキくん！ 答、出たか？ ナニ？ まだ？」  
ちなみに H21 年 5 月時点の多摩区の人口は約 21 万人、。。。。。  
「エッ、出た!! 何なに、多摩区が 2,952 路線。市全体で約 16,000 路線！」  
こりゃあ大変な数だね。確か、昭和 54 年頃に 10,000 路線を超えたとのこと  
だった。あれから約 30 年か、。ヒロユキくん、調査お疲れ！ カニ食べゆこお、。

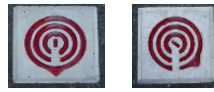
それって、古いよ！ 今は Puffy でなく、少なくとも Perfume でしょ！

#### (4) 道路台帳に係る境界査定業務について

道路・河川・水路等の公有地（川崎市が管理する土地）と私有地との境界に関する次の業務を行っています。

- 1) 道水路台帳平面図・保管図(公図)の閲覧

閲覧手数料：1件 **300円**



これはコンクリート杭の境界標だよ！

この料金は川崎市手数料条例第2条(241)による。

- 2) 土地境界査定申請・・・(新規・復元)

手数料：1件につき1筆**600円**で、筆数が増すごとに**200円**を

加えた額

この料金は川崎市手数料条例第2条(223)による。

この業務は「川崎市土地境界査定取扱規則」に準拠して施行することになり、次の業務項目などがあります。

これは上記規則の条項番号です。

- ・土地境界確認の申請（第2条）
- ・査定前の調査、査定の実施等（第3条）
- ・立会いの通知（第4条）
- ・立会い及び協議等（第5条）
- ・土地境界の確定等（第6条）
- ・測量及び土地境界査定原図の保管（第7条）
- ・書類の保管（第8条）
- ・境界確定不成立の通知（第9条）
- ・土地境界査定原図抄本の交付及びその手数料（第10条）
- ・土地境界承諾書の交付（第11条）

何しろ、この査定業務というのは多くの労力と時間が掛かるので大変なんです！ホント、地味な仕事なんです。(ユーイチロー)

- 3) 土地境界査定原図抄本交付申請

手数料：証明距離10mごとに**300円**

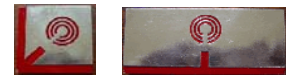
この料金は川崎市手数料条例第5条に基づく実費に相当する手数料として、川崎市土地境界査定取扱規則第10条に定められています。

各種手数料などは条例や規則で定められているのか！ところで、これらの査定業務等も年間どのくらいの閲覧や申請があるのですか？

そうね、多摩区管内の平成19年度では、**コンダケ!**

業務	H19年度件数	H20年度件数
道水路台帳閲覧	1,065	924
道水路境界査定	113	138
原図抄本交付	237	258
寄付,交換,払下	86	70

[公表資料より]



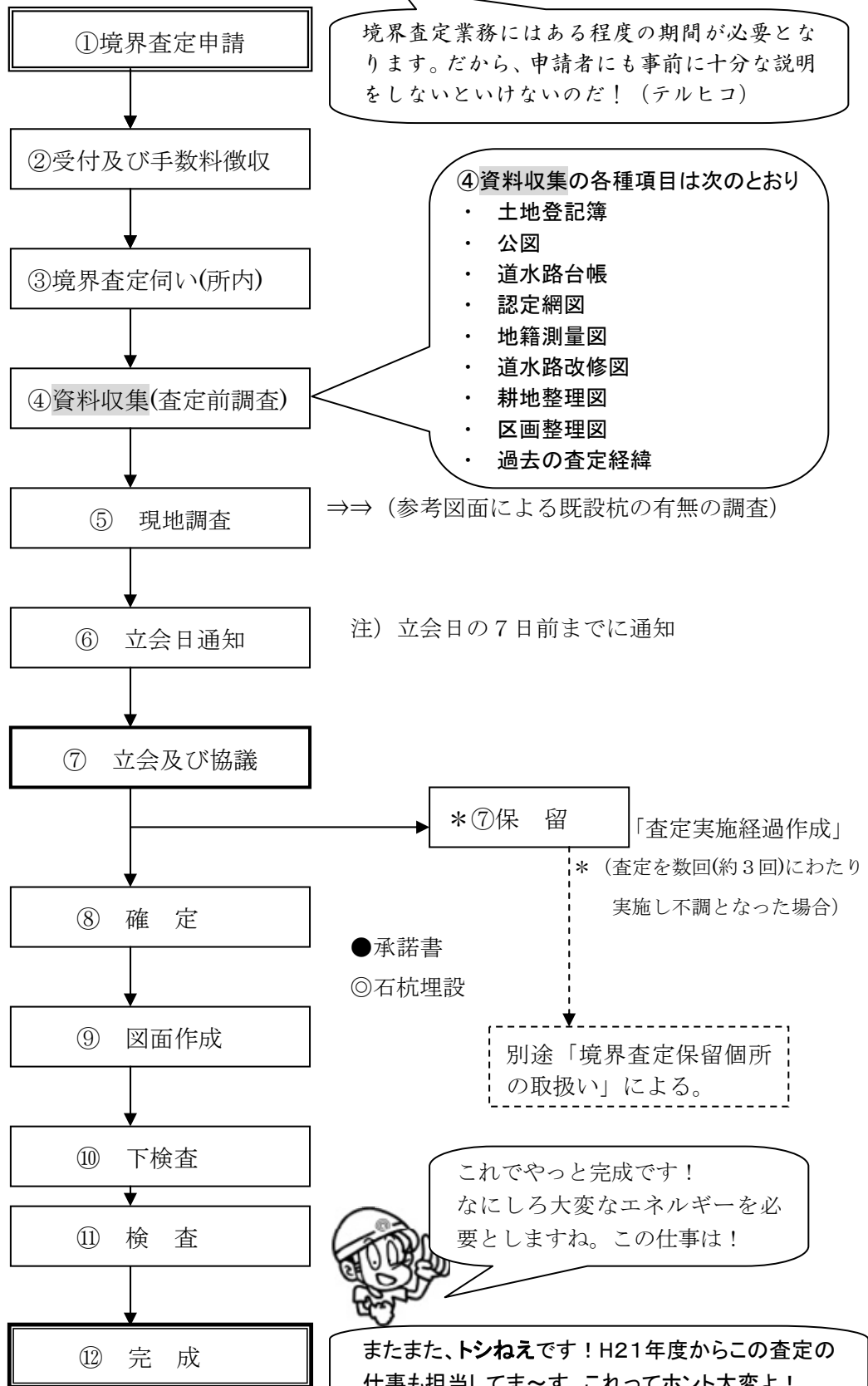
へえ～、**コンダケ**どころじゃないじゃん。けっこうあって大変じゃん！



上はプレートで左は鉄の境界標だね！

【参考】

境界査定の申請から完了までの事務フロー図（概略）



### III-2、道路の占用業務で使う道路法について

道路法の「第3章：道路の管理、第3節：道路の占用」でよく使う条項は次のものです。

#### (1) 道路の占用の許可

##### 【道路法】（道路の占用の許可）

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 . . . . .

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

- 一 道路の占用の目的
- 二 道路の占用の期間
- 三 道路の占用の場所
- . . . . .

3 第1項の許可を受けた者は、. . . . .



要は「道路はみんなのものだから勝手に占用して使っちゃだめよ！」  
ということで、道路管理者の許可を受けた者だけが使えるルールさ。  
なお、占用の許可基準は次の第33条になる。

#### (2) 道路の占用の許可基準

##### 【道路法】（道路の占用の許可基準）

第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号の1に該当するものであって道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、且つ、. . . 政令で定める基準に適合する場合に限り . . . 許可を与えることができる。

2 . . . . .

詳しくは政令で定める基準、即ち「道路法施行令」によることになるね。  
そして、その「道路法施行令」では次の項目等が条項で定められています。  
占用の期間(9条)、占用の場所(10条)、電柱・電線又は公衆電話所の占用の場所(11条)、特定仮設店舗等の占用の場所(11条の2)、水管・下水道管又はガス管の占用の場所(12条)、など。



なるほどね～。例えば、「**占用の許可の期間**」と  
いうのはどうなっているのかしら？

#### 【道路法施行令】（占用の期間）

第 9 条 占用の期間は、水道法、工業用水道事業法、鉄道事業法、・・・・・・  
については **10 年以内**とし、その他の占有物件については **5 年以内**としなければなら  
ない。占用の期間が・・・・

さらに、「川崎市道路占有規則」においては次のように定められています。

#### 【川崎市道路占有規則】（占用の許可等の期間）

第 6 条 占用の許可等の期間は、次の各号に掲げるところによるものとし、・・・・・・  
(1) 第 35 条の規定に基づき協議により行う占有及び法第 36 条に規定する事業の  
ための占有・・・・・・10 年以内  
(2) 前号以外の占有・・・・・・5 年以内

【参考】ここで、**法第 35 条**は「**国の行う道路の占有の特例**」、**法第 36 条**は「**水道、  
電気、ガス事業等のための道路の占有の特例**」の条項です。

なお、上記 (2) **前号以外の占有**についてですが、官公庁に  
関するもの、CATV 及び PHS 無線基地局や看板類などの占有  
許可期間については別途取扱いが定められています。

なるほど、なるほど。ところで、**占有にはお金が掛かる**んでしょ？

そう！ 道路占有料を払うことになるね。

**占有料の金額などは何に基づいているの？**

法 39 条第 2 項の規定により、地方公共団体の条例で定められているんだよ。

### (3) 占有料の徴収

#### 【道路法】（占有料の徴収）

第 39 条 道路管理者は、道路の占有につき**占有料を徴収することができる**。

ただし、道路の占有が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行  
う事業で・・・・・・

2 前項の規定による**占有料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の  
条例（指定区間内の国道にあっては、政令）で定める**。但し、条例で定める場  
合においては・・・・

川崎市の場合には「川崎市道路占用料徴収条例」がそれにあたり、第2条に占用料の額が規定されているよ。

### 【川崎市道路占用料徴収条例】

#### (目的)

第1条 この条例は、道路法第39条第2項の規定により、市が道路の占用の許可を受けた者から徴収する道路の占用料の額及び徴収方法について定めることを目的とする。

#### (占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。

別表 (第2条関係)

2 前項の規定による占用料の額は、……………

#### (占用料の徴収方法)

第3条 市長は、占用を許可したときは、前条の規定による占用料の納入通知書を占有者に交付する。

2 占用料は……………

さらに、既述の「川崎市道路占用規則」には、第24条「費用の徴収」のところに別途の「監督事務費」というものが位置づけられているんだ。

えっ何それ？ その「監督事務費」って何なの？



うん、「川崎市道路占用規則」では、次のようになっている。

### 【川崎市道路占用規則】

#### (復旧の方法)

第19条 占有者は占有のため道路を掘削したときは、施行基準に基づき、自らの費用負担により速やかに復旧工事を施行しなければならない。

2……………

#### (費用の徴収)

第24条 市長は、第19条第1項に規定する復旧工事に係る監督事務費として、別に定める路面復旧費単価表に基づき算出した額に100分の10を乗じて得た額の範囲内の額を占有者から徴収する。

2……………

まあ、その復旧工事に係わる行政としての監督・検査等の費用みたいなものだね！ でも、あくまでも道路掘削が生じるものに対してだけだよ。



ただの占用であれば「占用料」で、掘削有りの場合は「占用料+監督事務費」か！なるほどネ。

じゃあ、道路占用や掘削工事の件数というのは多摩区管内では年間どのくらいあるのですか？

ここで、次の助っ人のミキ姉さん呼びましょう！

お呼びですか？ ミキねえです！まだ、この業務経験が浅いのですがよろしくお願いします！

さて、多摩区管内の道路占用及び掘削工事は19年度は1,268件、20年度は1,291件ありました。詳細は右表のとおりです。

そして、別途の分類である単なる道路占用(日除け、袖看板、足場、防犯灯及び照明灯等)の事務処理は19年度は393件、20年度は224件もありました！ [公表資料より]

占用者	19年度	20年度
水道	425	416
下水道	119	159
電気	202	165
ガス	329	358
電話	116	128
官公庁関係	4	5
一般	73	60
合計	1268	1291



ゲェ〜、それらの総合計で年間約1,500〜1,600件じゃんか！結構数があるんだね。それじゃあ、事務所の職員も大変ですね！



あの〜、19年度担当のヒロキですが、ヒロシ先輩と共に、その他にもH19年度は多摩区管内で水路の占用許可業務(出入口用の橋等)を148件処理しています。(20年度は105件)

へえ〜、そんな種類の仕事があったり、そんなに件数があること自体、一般の市民は全然知らないよ！なるほどね〜。では、次に占用が終了した場合はどうなるの？

#### (4) 原状回復

##### 【道路法】(原状回復)

**第40条** 道路占用者は、道路の占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、道路の占有をしている工作物、物件又は施設(以下これらを「占有物件」という。)を除却し、道路を原状に回復しなければならない。但し、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

**2** 道路管理者は、道路占用者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

そ〜ね、継続して占有が必要であれば、占有許可の更新をすることになるし、終了・廃止であれば当然のことながら、自費で元の原状に戻すことになりますね。いずれにしても各種手続きをすることになりますね。

- 道路占用許可申請(更新)
- 道路占用廃止届

### III-3、道路の保全業務で使う道路法について

道路法の「第3章：道路の管理、第4節：道路の保全等」でよく使う条項は次のものです。

#### (1) {車両制限令の根拠法令}

##### 【道路法】{車両制限令の根拠法令}

第47条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。

2 車両でその幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

3 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、トンネル、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路について、車両でその重量又は高さが構造計算その他の計算又は試験によって安全であると認められる限度をこえるものの通行を禁止し、又は制限することができる。

4 前3項に規定するもののほか、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両についての制限に関する基準は、政令で定める。

この車は大丈夫だよ！  
だって小さいモン。



この条文により、政令として「車両制限令」ができています。  
車両制限令の一般的な知識として、次のことがそう！  
そして、この値を一般的制限値といいます。

- ①車両の幅は2.5m以下
- ②車両の高さは3.8m以下（高さ指定道路は4.1m以下）
- ③車両の長さは12m以下

これらのことについては、「道路のいろは2」の「道路構造令と車両制限令」のところでも少し述べてあるので参考にしてちょ。



はい！「特車」の手続きしてあります。



オ～イ、許可証はあるのか？



さて、「車両制限令」の重要な本文内容は、これだ! . . .

**【車両制限令】(趣旨)**

**第 1 条** 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両についての制限は、道路法に定めるもののほか、この政令の定めるところによる。

(定義)

**第 2 条** この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 . . . . .

(車両の幅等の最高限度)

**第 3 条** 法第 47 条第 1 項の車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、次のとおりとする。

- 一 幅 2.5メートル
- 二 重量 次に掲げる値
  - イ 総重量 . . . . .その他の道路を通行する車両にあつては20トン
  - ロ 軸重 10トン
  - ハ 隣り合う車軸に係る車軸の合計 . . . . .
  - ニ 輪荷重 5トン
- 三 高さ 道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあつては4.1メートル、その他の道路を通行する車両にあつては3.8メートル
- 四 長さ 12メートル
- 五 最小回転半径 車両の最外側のわだちについて12メートル
  - 2 バン型のセミトレーラ . . . . .
  - 3 高速自動車国道を . . . . .

(車両について制限の基準)

**第 4 条** 法第 47 条第 4 項の車両についての制限に . . . . .

(幅の制限)

**第 5 条** 市街地を形成している区域内の道路で、道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定したもの又は一方通行とされているものを通行する車両の幅は当該道路の車道の幅員(歩道又は自転車歩行車道のいずれも有しない道路で、その路肩の幅員が明らかでないもの又はその路肩の幅員の合計が1メートル未満(. . .)のものにあつては、当該道路の路面の幅員から1メートル(. . .)を減じたものとする。以下同じ。)から0.5メートルを減じたものをこえないものでなければならない。

**2** 市街地区域内の道路で前項に規定するもの以外のものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員から0.5メートルを減じたものの二分の一をこえないものでなければならない。

**3** 市街地区域内の駅前、繁華街等にある歩行者の多い道路で . . . . .

第 6 条 市街地区域外の道路で、・・・・・・・・

・・・・・・・・

(総重量、軸重及び輪荷重の制限)

第 7 条 道路構造令第 23 条第 2 項の基準に適合している舗装がされていない都道府県又は市町村道で、・・・・・・・・

-----  
(特殊な車両の特例)

第 12 条 幅、総重量、軸重又は輪荷重が第 3 条に規定する最高限度をこえず、かつ第 5 条から第 7 条までに規定する基準に適合しない車両で、当該車両を通行させようとする者の申請により、道路管理者がその基準に適合しないことが車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認定したものは、当該認定に係る事項については、第 5 条から第 7 条までに規定する基準に適合するものとみなす。ただし、道路管理者が運転経路又は運転時間の指定等道路の構造の保全又は交通の安全を図るため必要な条件を附したときは、当該条件に従って通行する場合に限る。

で、で、でも、この「車両制限令」が何に関係するの？

車両にいろいろと制限をかけているでしょ。また、「認定」とかの用語もあるでしょ。これらと次の条項によって道路管理者としての関連業務がでてくるのよ！

## (2) {特殊車両通行許可制度の根拠法令}

### 【道路法】{特殊車両通行許可制度の根拠法令}

第 47 条の 2 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第 2 項の規定又は同条第 3 項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、同条第 1 項の政令で定める最高限度又は同条第 3 項に規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。

2 前項の申請が道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるときは、同項の許可に関する権限は、政令で定めるところにより、・・・・・・・・。

3 前項の規定により二以上の道路について一の道路の道路管理者が行う第 1 項の許可を受けようとする者は、手数料を道路管理者に納めなければならない。

4 前項の手数料の額は、実費を勘案して・・・政令で、・・・・条例で定める。

5 道路管理者は、第 1 項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

6 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、・・・・・・・・。

7 第 1 項の許可の申請の方法、第 5 項の許可証の様式その他第 1 項の許可の手続について必要な事項は、国土交通省令で定める。

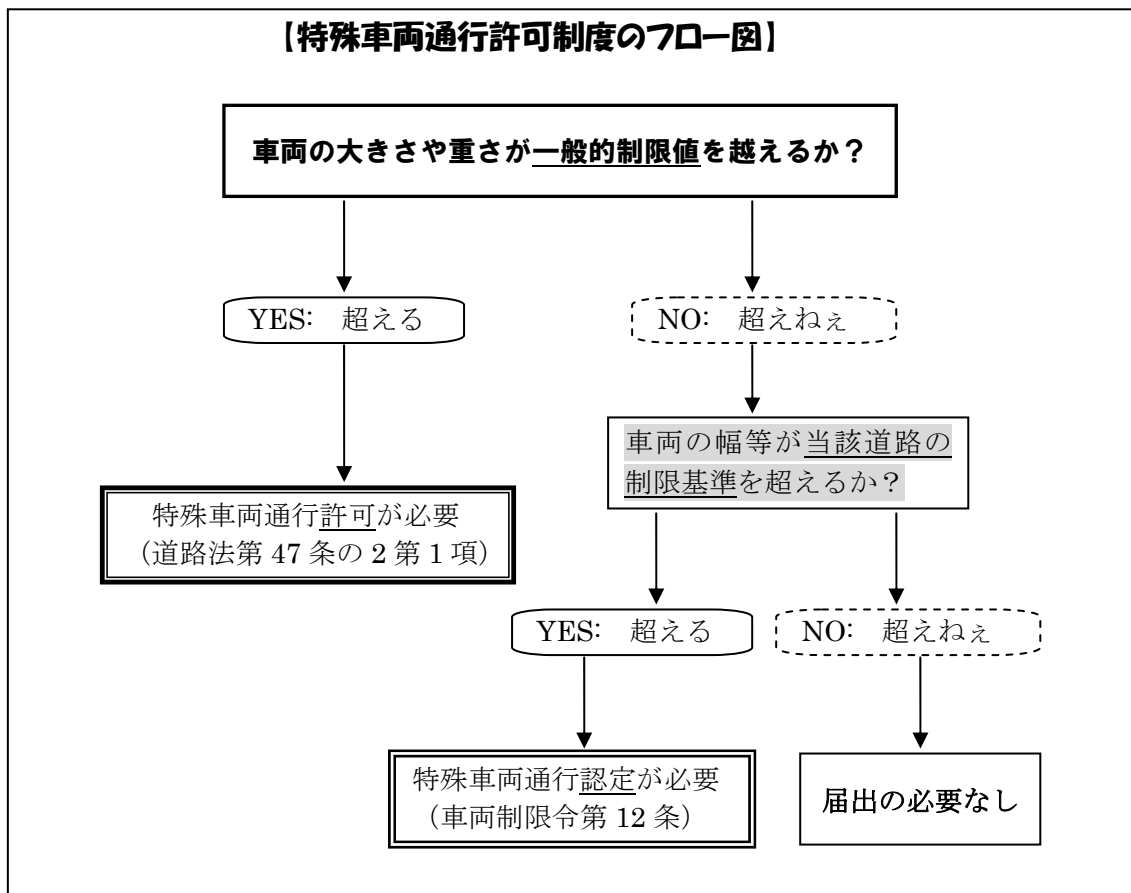


ほら、今度は「許可」って出てきたでしょ。そうなの！これらの条文により、「特殊な車両の通行の許可制度」ができています。

でも、「許可」だ、「認定」だのなんかよく分らないな～。  
要はどうなるの？ 簡単なフローチャートはありませんか？

ほんと、ハルちゃんは甘えんぼさんだね。しかたね～な～。  
では、サービスのフロー図は、、、これだ！

### 【特殊車両通行許可制度のフロー図】



許可 or 認定の判断の流れとしては、  
こ、こんな感じかな？



でもさあ？フロー図中の、この **車両の幅等が当該道路の制限基準を超えるか？** の部分が  
よく分らないんだよな～。具体的に何んか資料はないですか？



では、ここで、車両制限令の第5条第2項の内容を考えてみよう！

## 【車両制限令】(幅の制限)

### 第5条

**2 市街地区域内の道路で前項に規定するもの以外のものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員から0.5メートルを減じたものの二分の一をこえないものでなければならない。**

【相互通行の場合の例】 条文から次の式が成立することになる。

$$\text{車両の幅} \leq \frac{(\text{車道の幅員} - 0.5)}{2}$$

仮に車両の幅を2.5mとした場合、

$$2.5 \leq \frac{(\text{車道の幅員} - 0.5)}{2} \quad \dots \text{だから}$$

$$\therefore (\text{車道の幅員} - 0.5) \geq 2.5 \times 2$$

$$(\text{車道の幅員}) \geq 2.5 \times 2 + 0.5 = 5.5$$

このことから、「最低の車道幅員」は5.5mとなるのだ！

分かった！ でも、道路の総幅員としてはどうなるのかしら？

うん。ヒントは同じく下記第5条第1項の条文の下線部にあり！

**第5条 市街地を形成している区域内の道路で、道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定したもの又は一方通行とされているものを通行する車両の幅は当該道路の車道の幅員（歩道又は自転車歩行車道のいずれも有しない道路で、その路肩の幅員が明らかでないもの又はその路肩の幅員の合計が1メートル未満（・・・）のものにあっては、当該道路の路面の幅員から1メートル（・・・）を減じたものとする。以下同じ。）から0.5メートルを減じたものをこえないものでなければならない。**

この1mの値って、道路構造令の第4種及び第3種第5級道路における最小路肩幅員0.5mの両側分(2倍)である1mの値とリンクしていると思うよ！

$$[\text{当該道路の路面の幅員}] - 1.0 = [\text{車道の幅員}]$$

$$\therefore [\text{当該道路の路面の幅員}] = [\text{車道の幅員}] + 1.0$$

$$= 5.5 + 1.0 = 6.5 \text{ m}$$

だから、最低の道路総幅員は Ans. 6.5 m だね。

じゃあ、一方通行の場合はど~なるの？



あいよ。一方通行の場合は第5条第1項の次の下線部だ！

**第5条 市街地を形成している区域内の道路で、道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定したもの又は一方通行とされているものを通行する車両の幅は当該道路の車道の幅員（歩道又は自転車歩行車道のいずれも有しない道路で、その路肩の幅員が明らかでないもの又はその路肩の幅員の合計が1メートル未満（・・・）のものにあっては、当該道路の路面の幅員から1メートル（・・・）を減じたものとする。以下同じ。）から0.5メートルを減じたものをこえないものでなければならない。**

●【一方通行の場合の例】 条文から次の式が成立することになる。

$$\text{車両の幅} \leq (\text{車道の幅員} - 0.5)$$

仮に車両の幅を2.5mとした場合、

$$2.5 \leq (\text{車道の幅員} - 0.5) \quad \dots \text{だから}$$

$$\therefore \text{車道の幅員} - 0.5 \geq 2.5$$

$$\text{車道の幅員} \geq 2.5 + 0.5 = 3.0$$

このことから、一方通行の場合、「最低の車道幅員」は3.0mとなる

その場合、最低の道路の総幅員は4.0mでいいの？

そうだよ！ 車道幅員 + 1mの4.0mさ。

そして、車両幅員からダイレクトに最低の道路幅員をだす式は、これだ！

◎【市街地区域における相互通行の場合】

$$(\text{車両幅員} \times 2 + 1.5) \text{ m} \leq \text{最小道路幅員}$$

$$\therefore \text{Ex, (車両幅員) } 2.5 \text{ m} \Rightarrow (\text{最小道路幅員}) 6.5 \text{ m}$$

$$\text{Ex, (車両幅員) } 1.7 \text{ m} \Rightarrow (\text{最小道路幅員}) 4.9 \text{ m}$$

●【市街地区域における一方通行の場合】

$$(\text{車両幅員} + 1.5) \text{ m} \leq \text{最小道路幅員}$$

$$\therefore \text{Ex, (車両幅員) } 2.5 \text{ m} \Rightarrow (\text{最小道路幅員}) 4.0 \text{ m}$$

$$\text{Ex, (車両幅員) } 1.7 \text{ m} \Rightarrow (\text{最小道路幅員}) 3.2 \text{ m}$$

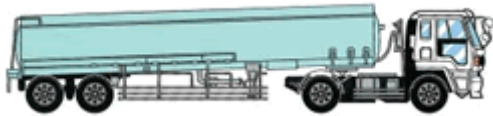
この基準がクリアできない場合には「特殊車両通行認定」の申請をするのね。分かった！



「特殊車両通行認定」って年間どのくらいの申請があるのかしら？  
素敵なトシ工姉さん、教えてくれる？

よしよし、、、トシねえです！（ハルちゃんも分かってきたね～。）  
そうね、多摩区管内のH19年度の「特殊車両通行認定」業務の件数としては下記のとおりよ。

	通行認定申請	認定台数
H19年度	80件	846台
H20年度	90件	808台



へえ～、認定台数って、そんなにあるんだ！  
ところで、「特殊車両通行認定」の申請にかかるお金はいくらなの？

えっ？ 「特殊車両通行認定」の申請手数料はないよ！ タダだよ。

何？ それじゃあ、「通行認定」は道路管理者の事務処理ばかりかかって全然儲からないじゃん！ じゃあ「通行許可」は？



特殊車両通行許可」の申請手数料はあるよ。既述の道路法第47条の2第3項に「・・・許可を受けようとする者は、手数料を道路管理者に収めなければならない。」となっており、同第4項では「前項の手数料の額は、・・・政令で・・・条例で定める。」となっている。そして、具体的には政令の車両制限令第16条では次のように決められている。

**【車両制限令】（国土交通大臣が許可に関する権限を行う場合の手数料）**

**第16条 法第47条の2第2項の規定により国土交通大臣が同条第1項の許可に関する権限を行う場合における同条第3項の手数料の額は、当該受けようとする許可に係る一通行経路ごとに二百円とする。**

そして、「川崎市手数料条例」でも次のとおりだ。

**【川崎市手数料条例】**

**第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。  
（222）道路法第47条の2第2項の規定により道路管理者が行う同条第1項の規定に基づく特殊車両の通行許可の申請に対する審査 1通行経路につき200円**

なお、経路ごとに片道1件だよ。だから、往復で400円だ！

なあ～るほど！ だから、1通行経路につき片道200円ね！



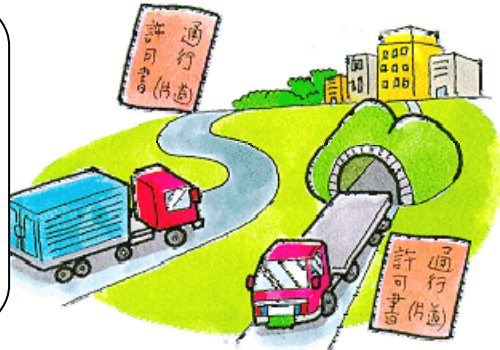
ハルちゃんさあ！ トシねえだけど。  
川崎市の場合、この「特殊車両通行許可」の申請受付事務は本庁で行っているの！  
各区役所(建設センター)での受付事務は「通行認定」だけなのよ。だから、「通行許可」のことは実はトシ姉さんとしては詳しくは分からないんだ。ゴメンネ、。

トシねえさんは優しくて正直もんですね！ ますます憧れちゃいますね。話を戻してと、  
じゃあ、「特殊車両通行許可」って、年間どのくらいの申請があるのですか？

そうだな？「川崎市建設局事業概要」によると「特殊車両通行許可」の台数は次のとおりだ。

年度	許可台数
H17	1903台
H18	2350台
H19	2024台

注)申請に係る許可台数 【公表資料より】



じゃあ、年間の許可を約2,000台と考えると「通行許可」の手数料って、  
 $2,000 \text{台} \times 200 \text{円(片道)} \times 2(\text{往復分}) = 800,000 \text{円}$  ・ ・ 相当になるの？

そう単純にはいかない。1台の申請で複数の通行経路を申請する場合もあるし、  
また、道路管理者が複数でない(川崎市市内のみの移動)の場合には許可は申請する  
が手数料はかからないんだ。

もし本庁に異動して、この特車の担当になったらしっかり勉強するんだよ！

【参考：新車両制限令(実務の手引)】

あいよ！ ちゃんと勉強するから、...

「じゃあ、未来で待ってる！」

「うん、分かった！ すぐ行く、走って行く。」



このフレーズ、確か、どこかであったぞ？ そう！ アニメ映画「時をかける少女」の真琴と千昭の別れの言葉だ！ まさに泣ける場面だった。  
ところで、あの二人は未来で会えたのだろうか？ せめて映画のエンディングのところで声だけでいいので、次のセリフがあったら最高だね！

——なんとDVD買ってしも〜た。——

真琴:「千昭！ コースケのオシメ、取り替えてやった？」

千昭:「俺の番じゃね〜ぞ！」 バックに赤ちゃん(コースケ)の泣き声あり。

あれ〜、コースケ？ 功介？ あの〜う、、、「康介」だと金メダル2 銅1だよ！

もう、まったく、瞑想の領域だね。  
編集長！ あんたはアホか！ オタクか？

### III-4、道路の監督業務等で使う道路法について

道路法の「第5章：監督」等でよく使う条項は次のものです。

#### (1) 道路管理者等の監督処分

##### 【道路法】(道路管理者等の監督処分)

第71条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、この法律又はこの法律に基く命令の規定によって与えた許可若しくは承認を取り消し、必要施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 この法律若しくは・・・処分に違反している者
- 二 この法律又は・・・条件に違反している者
- 三 詐欺その他不正な手段により・・・

2 道路管理者は、左の各号の一に該当する場合においては、この法律又はこの法律に基く命令の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

- 一 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- 二 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合
- 三 前二号に掲げる場合の外、道路の管理上の事由以外の事由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合

.....

だいたい、この内容は何を言おうとしているのですか？  
意味がさっぱり分からない。

「71条2項の監督処分」と言っ、よくあるパターンの業務なんだ。  
既占用許可物件に対して支障物件移設を命じることになるんだ。

具体的にはどんなことがあるの？

道路工事のために支障となる現在ある電柱などを移設させるのよ！ また地中には水道管、下水管、ガス管などがあるでしょ。それらも支障物件移設の対象になるんだよ。さらに玉突き移設も生じることがあるんだ



玉突き移設？ 移設が次の移設をよぶのかあ。なあるほど。道路工事のために支障となれば、一度占用の許可を与えていても移設の命令ができるということね！

まあ、なんたって道路管理者が大家さんだからね、。  
大家と言えば親も同然、？ 最近の親は子供に甘く弱いけれどね。

ところで、移設にかかる費用はどうなるの？



当然、電気、ガス、水道などの占用企業者が自費で移設することになるんだ。

それはそれで仕方ないのかあ～。大家だし、

ボクにも言わせてくれ！ そうは言っても移設の規模が大きくなったら、その費用も大変で占用企業者はかわいそうじゃない？ そんなのイジメだよ。かわいそうだよ。(ボク、みつを)



あのおさあ？ 「みつを」って誰？

何んでも、トシねえの上司らしいとのことだよ？

?? そ、そ、そ、そうなんです。だから次の第72条がある。道路管理者が損失を補償することになるケースだ！

## (2) 監督処分に伴う損失の補償等

### 【道路法】(監督処分に伴う損失の補償等)

**第72条** 道路管理者は、第24条又は第32条第1項若しくは第3項の規定による承認又は許可を受けた者が前条第2項第二号又は第三号の規定による処分によって通常受けるべき損失を補償しなければならない。

2 第69条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する

3 道路管理者は、第1項の規定による補償の原因となった損失が前条第2項第三号の規定による処分に因るものである場合においては、当該補償金額を当該事由を生じさせた者に負担させることができる。

ここでいう前条第2項第二号又は第三号の規定とは、第71条の次の場合で、

二 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合

三 前二号に掲げる場合の外、道路の管理上の事由以外の事由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合

この場合には「損失を補償しなければならない。」ということになるのです。

具体的な例がないとピンとこないけれど、とりあえず良かった！  
あくまでも弱いものいじめはしないでね(ボク、みつを)

実はうちの父ちゃん、占用企業の会社に勤めていたんだ。



ところで、次の第71条第2項第一号の場合には、原則として補償の義務はないのです。

一 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

そして、通常の71条による支障移設の場合は殆んどがこのケースの場合であって、占用企業者に対して補償はしていません！

でも、この1号の場合だって、費用が多額になったらかわいそうだよ！  
法律の解釈で何かないのかね？ 父ちゃんの会社かわいそう、...

確かにそ～だね。「みつを」さんの言わんとすることはよく分かります。  
『道路法解説』によると下記のとおり「受忍の限度」というのが出てきます。  
その辺のことは、きっと以前から法的に課題なのでしょうね！

## 【道路法解説】第 72 条(監督処分に伴う損失の補償等)

### 第 1 項関係

(一)・・・第一号に該当する場合は、そもそも道路を占有することに伴う内在的な制約と考えられるから、補償の規定はおかれていないのである。しかしながら、・・

河川法、下水道法・・・損失補償の必要性について、従来より議論がなされてきた。

(二)ところで……

(三)以上を勘案すれば・・・それでは、どのような場合に、どの程度の補償が必要となるのであろうか。このことにつき、・・・「附随工事の施行に要する費用を負担することにより生ずる……保護されることが適当であり、且つ社会通念上の受忍義務の範囲をこえる損失であると認められるときは……損失を補償してもよい場合もある。」

「社会通念上の受忍義務の範囲をこえる」とは、移設形態の特殊性等から、通常の移設に比べ移設工事費が著しく多額となる場合や、長期占有を期待している公共事業者等の占有物件を短期間に再移設させるような場合などが考えられる。

結局、補償の要否は社会通念上の『受忍の限度』の判断によるが、その際、占有許可に付した条件の内容、物件の占有状況等を総合的に勘案することが必要である。

ふう～ん、そ～ゆ～議論があるのね。でも、なんだか歯切れが悪いですね！  
さ～てと、その 71 条 2 項関連の支障物件移設って、年間どのくらいの件数があるのですか？

そうだね、71 条の支障物件移設に係る多摩区管内の件数は次のとおりだ。

企業者	支障物等	H19移設件数	H20移設件数
水道	消火栓、ストップバルブ	27件	28件
下水道	マンホール	25件	23件
電気	電柱	14件	16件
ガス	ガス管、バルブ	11件	8件
電話	電話柱、マンホール	15件	18件
通信その他	共架空線等	4件	2件
合計		96件	95件



ふ～ん、1つの区管内だけでも年間約100件近くもあるんだ！  
市民の知らない業務ってけっこうあるんだね。何しろ、お疲れ様です。

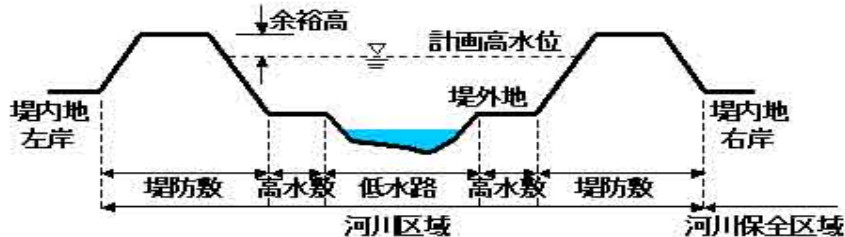
【注意】その他支障移設の費用負担関連では、道路区域外（道路法適用外）にあった電柱等が、道路拡幅工事等のため新たに道路区域内に入ることに伴い、道路区域内において移転等の措置を行う必要が生じた場合及び更なる道路区域外に移転する場合などには別途の「道路の占有物件等の移転等に要する費用の負担に関する覚書」があります。道路管理者又は施行者の全額負担や1/2負担、関係者での協議等になります。

## ちょっと知識

### 道路管理者と河川管理者の監督処分の補償の違いについて

河川法における河川管理者の監督処分と道路法の道路管理者の監督処分とでは補償の取扱いについて違うところがあります。

河川法第75条第2項第四号において、「河川工事のためやむを得ない必要があるとき。」には、承認の取り消し、変更その他の措置及び原状回復を命ずる等の処分ができますが、その補償については、第76条の規定により、河川管理者がその処分による損失の補償をしなければならないのです！



#### 【河川法】

##### (河川管理者の監督処分)

ウソ!! 道路に関する工事の場合は、損失の補償は原則しないじゃん! それに対して、河川工事の場合には占有物件を移設させるだけでも、その費用を河川が補償することになるの? それって大変じゃない? お金は?

第75条 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、・・・許可若しくは承認を取り消し、変更し、・・・その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 この法律・・・処分に違反した者・・・
- 二 この法律・・・条件に違反している者
- 三 詐欺その他不正な手段により・・・

だから、事前に予算処置をしておかないといけないんだ!!  
(トモヒロよりアドバイス)

2 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、・・・前項に規定する処分をすることができる。

四 河川工事のためやむを得ない必要があるとき。

五 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。

##### (監督処分に伴う損失の補償等)

第76条 河川管理者は、前条第2項第四号又は第五号に該当することにより同項の規定による処分をした場合において、当該処分により損失を受けた者がいるときは、その者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。ただし、・・・

だから、河川管理用通路など河川区域内の占有許可申請なんかは河川管理者の審査が厳しくなるのですよ!

## ちょこっと知能

### 道路管理者として知って損しない河川法について

道路の維持管理等にあたり、河川法に関わる事項が多々あります。その時々関係する条項について整理してみました。

#### 【河川法】

##### (流水の占用の許可)

**第 23 条** 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

川崎市にあるニヶ領用水は多摩川(国交省)から上河原堰にて農業用水と工業用水として取水しています。まさに、この 23 条(流水の占用の許可)が関係しています。他に宿河原堰もあります。なお、毎月取水量や水位データを京浜河川事務所に報告しています。



ニヶ領上河原堰

##### (土地の占用の許可)

**第 24 条** 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

一級河川の平瀬川やニヶ領本川における、照明灯、水路の排水処理、河川のPR看板等について、神奈川県(河川管理者)に対して、この 24 条(土地の占用の許可)に基づき毎年更新申請しています。(トモヒロ)

エッ? 毎年更新なんて事務手続きだけでも大変じゃなか!

##### (工作物の新築等の許可)

**第 26 条** 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

2 高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。

.....

3 .....

例えば、多摩川(国交省)右岸における多摩沿線道路(河川区域内の川崎市道)の舗装道補修工事をする場合には、この 26 条(工作物の新築等の許可)の申請をすることになります。(ユースケ)

へえ~そうなんだ!! 道路法だけでなく、けっこう河川法にも関係しているんですね。



### (3) 不法占拠に対する措置（除却命令、行政代執行等）

（参考：川崎市道水路不法占拠物件処理要領）

#### 1) 除却命令

- i) 不法占拠物件を除却しようとするときは、不法占拠者に対し「除却命令書」を送達するものとする。
- ii) 不法占拠者が除却命令に従わないときは、必要に応じて不法占拠者に対し「除却命令催告書」を送達するものとする。
- iii) 「除却命令書」及び「除却命令催告書」を送達するときは、違反の内容及び是正方法、**根拠法令**、除却命令の実施者を明確に示し、当該除却命令にかかる取消訴訟の被告とすべき者及び取消訴訟の出訴期間を書面で教示しなければならない。

えっ？ この場合の「根拠法令」って何になるの？

不法占拠の敷地の種類によって、次のように適用する法律が分かれています。

**道路敷：** 道路法第 71 条第 1 項（道路管理者の監督処分）  
**河川敷：** 河川法第 75 条第 1 項（河川管理者の監督処分）  
**水路敷：** 公共団体ノ管理スル公共用地物件ノ使用ニ関スル法律第 1 条

なるほど！ ところで、それでも、不法占拠者が「除却命令書」や「除却命令催告書」による除却命令に従わない場合にはどうなるの？

次の手段として、行政代執行法の手続きになるね。

#### 2) 行政代執行法

- i) 不法占拠者が前記の除却命令に従わないとき、かつ次の各号の要件をいずれも満たしているときは、原則として行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号。以下「代執行法」という。)に基づく手続きを執るものとする。
  - ① 不法占拠されている土地が道路敷又は河川敷である場合
  - ② 不法占拠の状態を放置することが公益に反し、管理上著しく支障をきたす場合
  - ③ 交通に著しく危険を及ぼしていると認められる場合、又は整備事業等により緊急に除却を必要とする場合

行政代執行(以下「代執行」という。)を、いつ、どのように行うかの判断は、行政庁の裁量に属すると解されているものの、代執行は極めて強権的な手法であることから、良識に基づいた慎重な判断が求められるものである。したがって、代執行は、代執行によって相手方の受ける不利益及び代執行を行う公益上の必要性について具体的に考慮し、相手方の受ける不利益を考慮しても、その時点において代執行を行わなければならない公益上の必要があると認められる場合にのみなすことができるものである。

「代執行」って、すごいエネルギーを必要とするし、えらく大変ですね！

### III-5、都市計画法の関連業務について

道路管理者の業務に関係する都市計画法の条項です。

#### (1) 公共施設の管理者の同意等

##### 【都市計画法】（公共施設の管理者の同意等）

第 32 条 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

2 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。

3 前 2 項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前 2 項の協議を行うものとする。

エッ、この開発行為ってなあに？」

都市計画法第 4 条第 12 項にて次のように定義されている。

「この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。」

でも、「区画形質の変更」ってなんじゃらホイ？

では、ここで「川崎市宅地開発指針」の内容の一部を参考に紹介しよう。  
なお、「開発行為の許可」そのものは都市計画法第 29 条に規定されています。

##### 【川崎市宅地開発指針】

###### 第 1 節 ガイダンス

###### 1 開発行為とは

都市計画法第 4 条第 12 項では「建築物や特定工作物を建築するために行う土地の区画形質の変更」と定義しています。

ここでいう「区画形質の変更」とは、次の三つの意味をもっています。

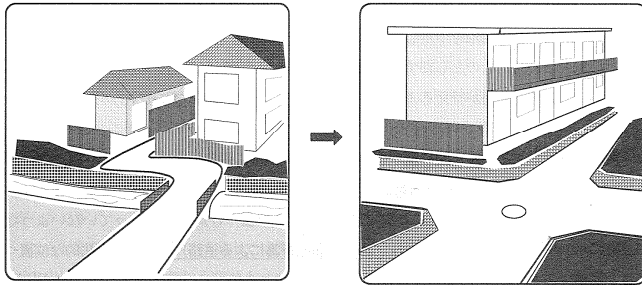
- (1)「区画の変更」 道路や水路などを新設(拡張も含む。)、付替え又は廃止する行為
- (2)「形状の変更」 造成などで土地の形状を変える行為
- (3)「性質の変更」 農地、山林などの土地を建築物を建築するための敷地に変更する行為

開発行為とは、建築物の建築や特定工作物の建設のために、以上の三つの行為のいずれかを伴った行為です。

市街化区域内において行う開発行為で、開発行為をする土地の面積が500㎡以上になる場合には開発行為の許可が必要となります。

●これらの基本的な考え方を図示しました。

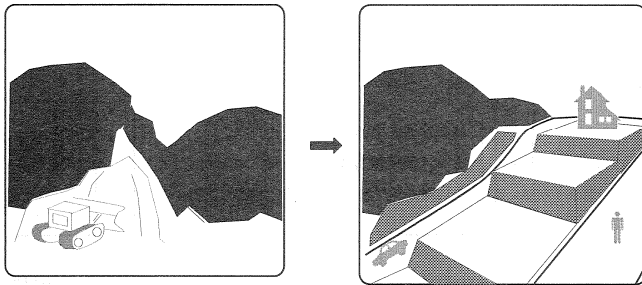
(1)「区画の変更」 道路や水路などを新設（拡幅も含む）、付替え又は廃止する行為



実際にはこれらが複合される場合など、単純には判断できない場合がむしろ一般的です。

あの～う、面積500㎡以上ってどこからきてるの？」

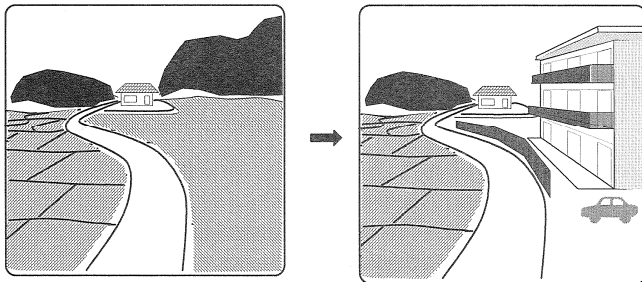
(2)「形状の変更」 造成などで土地の形状を変える行為



あの～、昔はさあ、確か 1000㎡以上だったんじゃない？

そもそも都市計画法第 29 条が「開発行為の許可」で、都市計画法施行令第 19 条が「許可を要しない開発行為の規模」で、その 2 項に「500㎡」が出てくる。なお、区域としては川崎市はその第 1 号がらみになるね、。

(3)「性質の変更」 農地、山林などの土地を建築物を建築するための敷地に変更する行為

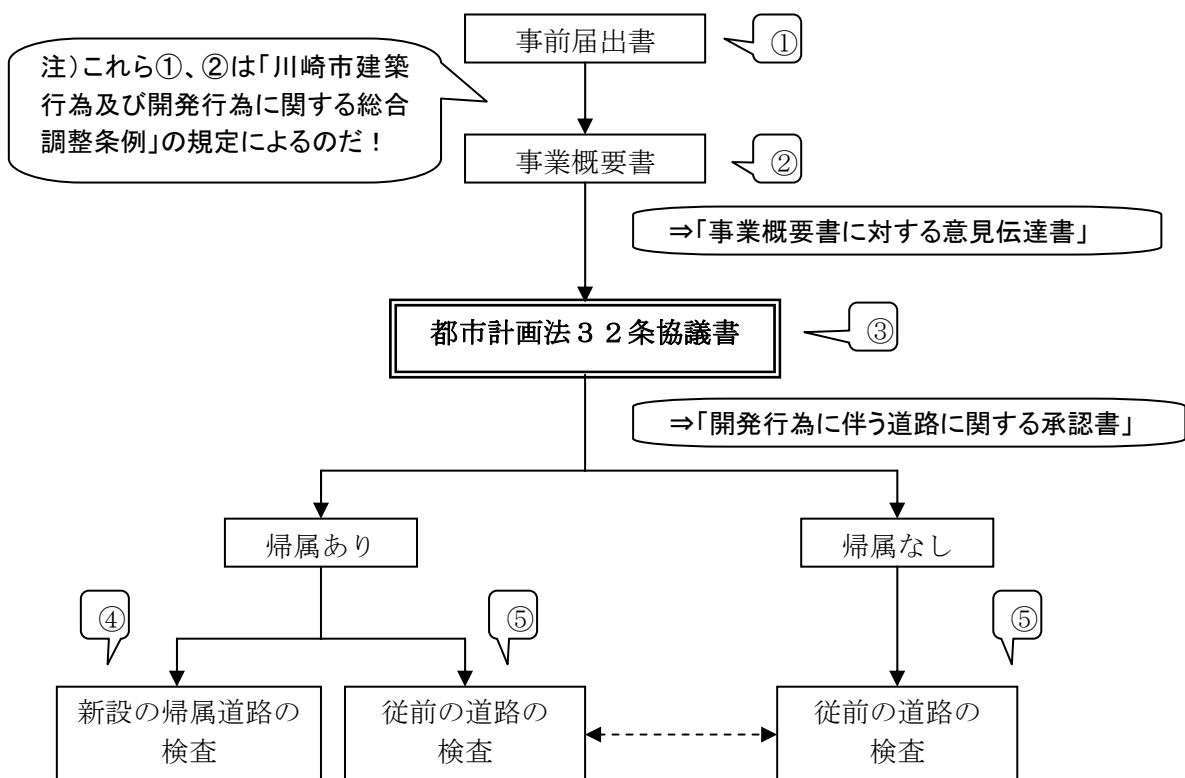


はあ～？ 何かこ～ゆ～のって、ヤヤコシヤですよ。

そのほか、接道条件もあったよね？

あるよ！「接続道路の配置と幅員」のことですよ。

## 1) 開発行為：都市計画法第 32 条の協議等フロー図



ところで、32条協議って何をするんだっけ？

## 2) 32条協議の流れについて

### ① 事前届出書

案内図と公図と簡易的な土地利用計画図面が付いたもので、開発内容の周知が目的です。

### ② 事業概要書

事前届出書とほぼ内容は同等。道路管理者として意見が求められ、正式に文書として事業者意見書を提出します。

(現地調査を行い、必要な手続きや注意事項・要望などを記載。)

### ③ 32条協議書「開発行為に伴う道路に関する協議書」(事業者)

道路管理者として新たに道路を新設したり、従前の道路の側溝等を整備し直したりする場合、工事図面を元に構造的な審査を行います。また道路を帰属する場合、帰属する道路敷の土地所有者の同意等の財産的な審査を行います。そして、現地調査並びに書類審査の結果、支障がないことを確認した後、「開発行為に伴う道路に関する承認書」として承認することになります。

注) この32条協議は「都市計画法」の手続きであって、「道路法」の手続きではありません。開発区域内の施工承認は、全てこの都計法第32条協議で終わりになりますが、工事の施工においては別途、道路法第24条の自費工事の申請手続きが必要となります。

### ④ 新設の帰属道路の検査(都市計画法第36条: 工事完了の検査)

開発区域内につくった新たな道路の検査です。まだ民地であり、引継ぐにあたって問題がないかを検査します。

#### i) 現地の検査

#### ii) 書類の検査

##### ・引継書

新設道路の図面と市へ名義変更するための登記用図書のチェック

##### ・台帳成果書類

新設した道路を台帳に反映させるための成果と図作後の新台帳のチェック

### ⑤ 従前の道路の検査

開発区域外の元々認定されている道路の検査です。土砂運搬協議、特殊車両通行認定、自費工事、境界保全、占用工事などの道路法の手続きを行ったものについては、完了届等の書類上の確認をします。現地においては構造物が破損していないか、手続きどおり施工されているか、境界がずれていないかを検査します。

あの～う、この都市計画法の32条協議って年間どのくらいの申請があるのですか？

じゃあ、この32条協議関連についての各種資料を提供してくれた若き土木職エースのタクマ君に感謝方々聞いてみようか！

「お～い、多摩区管内では年間どのくらい申請があるのかい？  
エッ？ナニ？最近では年間約20件くらい？ありがとう～！」  
この多摩区も現在はほとんど既成市街地になっているけれど、きっと昭和40年、50年～60年代の頃は開発行為などがメチャクチャ多かったんだろ～ね！人口は増えるわ、住宅は足りないわで、、、、。

## (2) 建築の許可

さて、すでに第Ⅱ章の2「都市計画道路の事業について」にて説明しましたが、都市計画施設の区域で建築物を建てる場合には、下記のように都市計画法第53条により都道府県知事の許可を受けなければなりません。

### 【都市計画法】（建築の許可）

**第53条** 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、・・・

3 第1項の規定は、第65条第1項に規定する告示があった後は、当該告示に係る土地の区域内においては適用しない。

## (3) 許可の基準・・・[前条(53条)の関連]

その許可基準として次の都市計画法第54条がありました。

### 【都市計画法】（許可の基準）

**第54条** 都道府県知事は、前条第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。・・・

- イ 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。
- ロ 主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造・・・

そして、川崎市としては別途「許可することができる建築物」の基準を定めていましたね。何しろ、この都市計画法53条、54条関係の詳しいことは、第2章2(2) P.37～38の「建築の許可」及び【キムコー講座】を参考にして下さい。

### この53条「建築の許可」って、道路管理者の業務にどの様に影響するの？

あのね！都市計画道路予定区域内の建築の許可に当たって、都市計画部局から道路(街路)事業部局へ照会があるのよ。その区域が既に道路事業中又は事業化手続中の場合、マズイじゃんか！まあ、川崎市の場合は、この照会文書のやり取りは本庁サイドにて行うので、出先の事務所までは影響はないけれど、都市計画部局と道路(事業)管理者が連携する業務として認識しておいて下さい。なお、この都計法53条の許可申請は年間にかかなりの数があります。

念のためけど！この都計法53条というのは、都市計画法第3章都市計画制限等の第2節都市計画施設等の区域内における建築等の規制の中に位置づけられています。すなわち、その区域がまだ都市計画事業(街路事業)に入る前の状況でのこととなります。(同53条の第3項を参照してね。)

えっ？、じゃあ、事業中だとどうなるの？

事業中の場合はネ、都市計画法第4章都市計画事業の第2節都市計画事業の施行に位置づけられていて、下記の第65条の「建築等の制限」に係るので。まさに、この65条第1項での第62条第1項の規定による都市計画事業の認可等の告示のあった後においての取扱いとなり、これまた先の53条「建築の許可」とは別の位置づけで許可が必要となり、制限をかけることになるのです。

ふう〜ん、都市計画事業認可の告示後は下記の都計法65条の許可扱いになるのかあ..。なるほどね〜。

#### (4) 建築等の制限

##### 【都市計画法】（建築等の制限）

**第65条** 第62条第1項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る第63条第2項において準用する第62条第1項の規定による告示があった後においては、当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行なおうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならない。

3 第42条第2項の規定は、第1項の規定による許可について準用する。

あの〜、上記にある「第62条1項の規定」って何んでしたっけ？

ゴメン、ゴメン、62条1項のことは紹介してなかったね。下のこれです。

##### 【都市計画法】（都市計画事業の認可等の告示）

**第62条** 国土交通大臣又は都道府県知事は、第59条の認可又は承認をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行者の名称、都市計画事業の種類、事業施行期間及び事業地を告示し、かつ、国土交通大臣にあつては関係都道府県知事及び関係市町村長に、都道府県知事にあつては国土交通大臣及び関係市町村長に、第60条第3項第一号及び第二号に掲げる図書の写しを送付しなければならない。

2 . . . . .

なるほど、この「認可等の告示」ね。  
でも「第59条の認可又は承認」っていうのは？

ワリ〜ワリ〜、最近は説明が後手になってきてるね。構成上よくないけど許してくれ！ 都計法59条(施行者)は次頁に示します。

【都市計画法】 第4章都市計画事業 第1節都市計画事業の認可等

(施行者)

第59条 都市計画事業は、市町村が、都道府県知事（第一号法定受託事務として施行する場合にあっては、国土交通大臣）の認可を受けて施行する。

2 都道府県は、市町村が施行することが困難又は不適当な場合その他特別な事情がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。

3 国の機関は、国土交通大臣の承認を受けて、国の利害に重大な関係を有する都市計画事業を施行することができる。

4 . . . . .

事業認可を受けることになる「施行者」の条項かあ、。

ついでに、都計法60条（認可又は承認の申請）はこれだ。

(認可又は承認の申請)

第60条 前条の認可又は承認を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 施行者の名称
- 二 都市計画事業の種類
- 三 事業計画
- 四 その他国土交通省令で定める事項

これって、第2章の「都市計画法による道路づくりの進め方」の手続き等の流れに出てくるやつですね。

2 前項第三号の事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 収用又は使用の別を明らかにした事業地（都市計画事業を施行する土地をいう。以下同じ。）
- 二 設計の概要
- 三 事業施行期間

そうだよ。この認可申請業務は都市計画(街路)事業における重要な位置づけとなっているのだ。

3 . . . . .

そろそろ話を戻そう。「建築等の制限」の都計法65条の場合は、先の53条の「建築の許可」に関連する54条の「許可の基準」のようなものは特段定められていないんだ。もっとも、この都市計画事業段階での道路用地の未買収により生じた建築の許可の取扱いは判断が難しいよね。だって、事業者(施行者)としてはスケジュール的にも、できればすぐにでも用地買収等を行いたい訳じゃんか！それでも、様々な状況からこの65条の建築等の許可申請というのがあり得るのが現状です。

なお、川崎市都市計画法施行細則によると、この都計法65条の許可等の書面のタイトルは「都市計画事業地内における建築等の許可通知書」ということになる。ちなみに、都計法53条の場合は「建築許可通知書」である！

何か、えらく詳しくねぇ～？

んだ！ 実は都計法53条の仕事に従事していたのだ！

ところで、類似になるんだけど、同様に道路管理者の許可を受けなければ、土地の形質の変更、工作物の新築・改築等ができない条項として、次に示す道路法第91条（道路予定区域）っていうのがあるんだ。なお、この条項は道路法第7章雑則に位置づけられており下記に示す。

**[参考]：【道路法】（道路予定区域）・・・（第7章雑則）**

**第91条** 第18条第1項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第96条第5項後段において同じ。）が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。

2 . . . . .

**3** 第1項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。

都市計画道路は基本的には都市計画法に則って事業展開をかけることになるので、計画道路区域内の建築物についてはこれまでの説明のとおり、都計法53条、65条の許可等が関係してきます。でも、一般的には道路法のみによる事業もいっぱいあるわけで、その場合の建築物等の制限については、道路法91条による「道路予定区域」の条項として許可による制限をかけることになるのです。

**1つ質問ですが、第2章の「ちょこっと質問」の説明で、確か都市計画道路であっても街路事業でなく道路事業でできるって言っていましたよね？**



そうだよ、できるよ！



**その場合の対応の仕方としてはど~なるのですか？**

ウン、道路事業でする場合だね！その場合は事業の開始前においては通常どおり都計法53条（建築の許可）で対応し、事業開始にあたり道路法18条（道路の区域の決定・・・）を行うことになるので、その後は道路法91条（道路予定区域）での許可による対応となるね。

すいません、後輩のレイコですが質問です！ 都計法62条（都市計画事業の認可等の告示）をしていないから、都計法53条（建築の許可）は生きていますよね？

君は鋭い！ 確かに都計法53条（建築の許可）は封印されていないが、都計法54条の「・・・許可をしなければならない。」ということに対しては、道路法91条（道路予定区域）のカードを切って許可による建築物等の制限をかけることになるね、、、

**分かったようで、分からないような...。もうパス!!**



## ちょっと知識

### 都市計画法の開発許可と宅地造成等規制法の許可について

【都市計画法】(昭和 43 年法律第 100 号)

(開発行為の許可)

第29条 都市計画区域又は準都市計画区域において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省で定めるところにより、都道府県知事(自治法の・・・当該指定都市等の長)の許可を受けなければならない。ただし、・・・

市街化区域内における面積500㎡以上の「区画形質の変更」については開発の許可が必要でしたよね。

ところで、この「宅地造成等規制法」って何?

(昭和 36 年法律第 191 号)

【宅地造成等規制法】

(目的)

第 1 条 この法律は、宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 **宅地** 農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地をいう。
- 二 **宅地造成** 宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。
- 三 .....

元々、農地、採草放牧地、森林、道路、公園、河川の土地は宅地ではないということだよ。

(宅地造成に関する工事の許可)

第 8 条 宅地造成工事規制区域において行われる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。 ただし、・・・

.....

そもそも、どのような規模の宅地造成の場合に「宅造の許可」が必要となるのですか?



それは上記法第 2 条第二号により、「土地の形質の変更で政令で定めるもの」とのことでしたね。では、その政令である施行令を次に示します。

【宅地造成等規制法施行令】

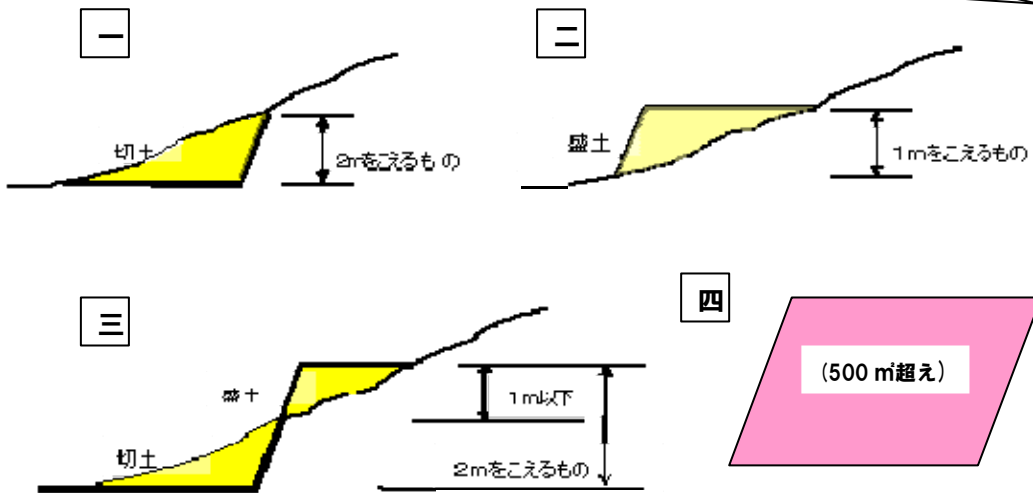
(宅地造成)

宅造法第2条関連の政令(施行令)はこれだ!

第3条 法第2条第2項の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

- 一 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生じることとなるもの
- 二 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1mを超える崖を生じることとなるもの
- 三 切土と盛土とを同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1m以下の崖を生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの
- 四 前3号のいずれにも該当しない切土又は盛土であって、当該切土又は盛土をする土地の面積が500㎡を超えるもの

な〜るほど、許可を要するのは1mを超える盛土、2mを超える切土等、そして、切盛面積が500㎡を超えるものですね!

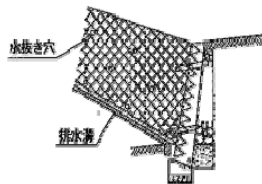


ところで、H18の改正で宅地造成工事規制区域内の開発許可を受けた造成工事は、宅地造成の許可が不要となりました。  
また、宅地造成工事に関する変更許可申請が新設されました。

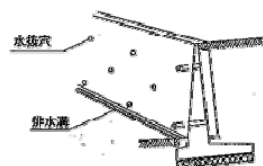


ん? それは手続きが簡素化されたということ?

んだ!



コンクリートブロック積み擁壁



鉄筋コンクリート擁壁

## Qちよこつと質問

### 道路事業の擁壁は宅地造成の許可はいらぬのですよね？

#### 【宅地造成等規制法】 (定義)

そうです！ 宅地造成等規制法(定義)第2条第1号において、下記のとおり「宅地」の定義から「道路」や「河川」は既に外れていましたよね。

#### 第2条 . . . . .

- 一 **宅地** 農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地をいう。

でも、ここで言う「公共の用に供する施設」ってなんじゃろホイ？

関連の「宅地造成等規制法逐条解説」には次のように記述されています。

「公共の用に供される施設」として例示されている道路は、道路法による道路、即ち、高速自動車国道、・・都道府県及び市町村道のほかに都市計画法による道路、道路運送法による一般自動車道、一般自動車運送事業用に供する専用自動車道及び林道を含むと解される。

河川は、河川法が適用され若しくは準用される河川その他公共の利害に係る河川のほかにこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもって設置される堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設を含むと解される。公園は・・・

でも、何で除外されたのかしら？

これら公共の用に供する施設の用に供されている土地を本法による規制の対象から外した理由は、これらの施設は、多くは国又は地方公共団体の管理に係るものであって、しかも施設自体が災害防止のために設けられているとか、あるいは私人の管理するものであっても、公共施設としての性格上その管理については、国又は地方公共団体による災害防止上の見地からの監督も受けており、安全の確保に関する措置が十分になされると考えられるからである。

要するに、それらの土地における施設は国又は地方公共団体が係っていることから、安全性については十分確保されるとの判断により除外になっているとのこと。だから、道路事業や街路事業において、例えば盛土1mを超える擁壁が生じたとしても宅地造成の許可は不要ということになります。

な～るほど！ ところで、上記の対象と同様の「公共の用に供される施設」っていうのは他にどんなのがあるのかしら？

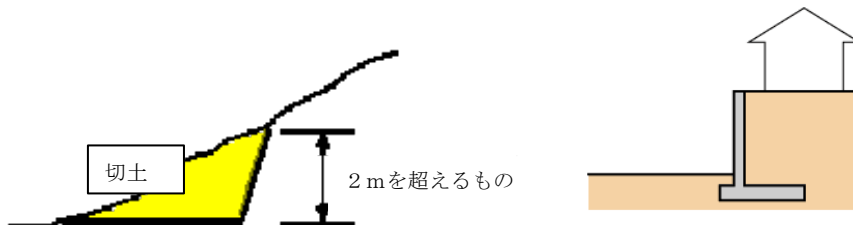
たくさんあるよ！「公共の用に供される施設」として、宅地造成等規制法施行令第2条と施行規則第1条に規定されています。それらの内容としては、

砂防施設、地すべり防止施設、海岸保全施設、港湾施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌道電車の用に供する施設並びに国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地、緑地、広場、水道及び下水道となっています。

ふ〜ん、港湾、鉄道、水道、下水道もそうなんだ！

ところで、道路事業の用地買収において、協力していただいた地権者の宅地の補償として、擁壁を道路事業者側で造る場合があるでしょ？

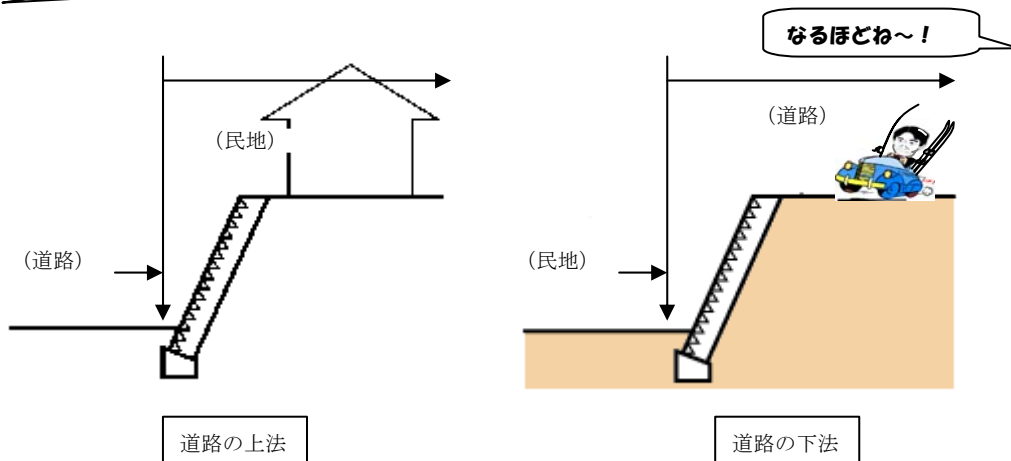
その場合には宅地造成の許可は必要なのですか？



宅地造成工事規制区域にあって、許可を必要とする宅地造成の規模であれば、当該物件は宅地における擁壁となるので、宅造の許可を受けて施工することになりますね。

あくまでも、道路法等による道路擁壁の場合に対しては、宅造の許可対象外ということです。

ちなみに、崖がある場合の所有区分については、原則として、道路の上法は民地扱いとなり、道路の下法は道路区域扱いとなります。



## Qちよこつと質問

### 道路事業の擁壁は建築基準法の工作物の確認が必要なの？

そもそも「建築の確認」とは何なのかしら？

「建築基準法の確認」は次の第6条の規定から始まっている。

#### 【建築基準法】(昭和25年法律第201号)

##### (建築物の建築等に関する申請及び確認)

第6条 建築主は、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第4号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。……………

この「確認」が次の工作物に関する第88条に連動してくるのです。

##### (工作物への準用)

第88条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するものについては、第3条、第6条、第6条の二、第6条の三、……………  
…の規定を準用する。

これにより工作物が第6条の確認申請の準用へと導かれていく。  
なお、第3条は建築物、建築物の敷地に関する適用の除外の規定です。

#### 【建築基準法施行令】

ここでいう政令で指定するものとは？

##### (工作物の指定)

第138条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で法第88条第1項の規定により政令で指定するものは、次に掲げるものとする。

一 高さが6mを超える煙突

……………

五 高さが2mを超える擁壁

これにより、高さが2mを超える擁壁は確認申請の手続が必要となるのだ。

道路事業の擁壁は宅地造成等規制法の許可対象ではないのは前回の説明で分かったけど、この建築基準法の工作物としての確認申請は必要なのしら？

ハッキリ言って、道路事業や街路事業の土留め擁壁で、2m以上であっても建築基準法の工作物の確認申請なんてしたことはないよ。

編集長！ ここは建築のことなので、久々に物知り博士のキムコーさんに解説してもらいましょうよ！



そうそう、こうゆう時にキムコーがいたね！ あいつ元気かなあ？  
最近、マージャンで負けが込んでるからなあ？ 来てくれるかなあ？

### 【キムコー講座】

#### 工作物の建築確認



お久しぶり、キムコーで～す！  
お呼びいただきありがとうございます。この第3章では初めての  
出番となりますね。ところで、この際言っておきますけど、  
そもそも仕事と麻雀とは別ですから!!  
…とは言っても最近では競馬もまったく勝てませんが……

分かった、分かった、キムコー先生！ ボクが言い過ぎた。  
さて、建築基準法に関するこの手の質問はいかがでしょう？

いやあ～、これは難しい質問だなあ！  
条文を全部調べたけど、建築基準法には「道路事業の擁壁は工作物の  
確認の対象外である。」との記述は確かに無いね！ いわゆる宅地造  
成等規制法にある適用除外の規定と同様なものは無いのです。

なお、業界ではこれらのものを「準用工作物」と呼んでいます！

### 【建築基準法】

#### (工作物への準用)

#### 第88条 . . .

キムコー先生！ 第88条の第4項に「…適用しない。」  
旨の記述がありますか？ これは？

4 第1項中第6条から第7条の5まで、第18条及び次条に係る部分は、宅地  
造成等規制法第8条第1項本文若しくは第12条第1項又は都市計画法第29  
条第1項若しくは第35条の2第1項本文の規定による許可を受けなければ  
ならない場合の擁壁については適用しない。

確かに「擁壁の確認申請は行わない。」としているが、これはさあ、  
今回のこととはまったく関係のない項目のことですね。

.....  
要は宅造の許可、開発の許可を必要とする擁壁は工作物の確  
認申請は不要ということですが、これは許可を管轄する宅地造  
成・開発の行政部門で安全性を審査するので、建築行政部門とし  
ては審査は不要という考えですね。

な～んだ、それぞれの認可等が二重行政にならない様、  
事務を簡素化しているということですね。

また、「宅造」と「確認」における2m以上の擁壁の取扱いの守備範囲  
としては、宅地造成工事規制区域内は「宅造の許可」、同規制区域外  
は「建築の工作物の確認」の扱い……ということになりますね！

**【キムコー講座続き】** さて、結論にこう！

建築基準法には、道路法等の道路事業による擁壁の適用除外のことは、明文化されていないのですが、基準法の第1条の目的を読めば一目瞭然で、「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、…(以下略)」を目的とした「建築物」及び「建築物の敷地」を対象とした法律であるため、建築物の敷地を構成する宅造規制区域外の擁壁は、当然、確認の申請対象となります。でも、道路を構成する擁壁は、その関連法令により、道路事業者として安全性を確保するのが当たり前であって、…要は当たり前すぎて法律に明文化していないと考えられます。

類似の宅地造成等規制法での解釈と同様に、国や地方公共団体の事業は安全の確保に関する措置が十分になされると考え、「確認申請」は不必要としていると思われます。

実際問題として、川崎市では道路事業における2mを越える擁壁の建築基準法の工作物の確認は行っていません。また、河川、公園事業も同じく行っていません。

**でも、他の都市は？**

もちろん、他都市でも同様の取扱いです。  
道路事業 1 つ取っても、事業主体として、国、都道府県、市町村があります。それぞれの事業主体としても、2mを越える道路擁壁が工作物の確認を必要とするとは思っていないはずです。

**なるほど、なるほど。でも、キムコー先生！  
道路区域に建築物は建ちますよね。サービスエリアの店舗や  
付属施設など。その場合、建築の確認はどうなるのですか？**

あのね、そもそも建築物は「確認」が必要なのよ。  
例えば、川崎縦貫道路大師 JCT の中にある換気所は道路区域内の建物であり、建築の確認をとってあります。  
また、川崎市多摩区宿河原にある多摩川河川区域内の多摩川エコミュージアム「ニケ領せせらぎ館」も建築確認をとってあります。まあ、これらのことは当たり前のことですね。



**なんか今回も大変勉強になりました。さすが「あっぱれ、キムコー大先生」  
ですね。ありがとうございました！ なお皆様によろしくお伝えください。**

### III-6、道路交通法の関連業務について

道路管理者の業務に係る道路交通法の条項です。

#### (1) 道路の管理者の特例

**【道路交通法】(道路の管理者の特例)**  
**第 80 条 道路法による道路の管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行なおうとするときは、当該道路の管理者は、第 77 条第 1 項の規定にかかわらず、所轄警察署長に協議すれば足りる。**  
2 前項の協議について必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。

この 80 条の所轄警察署長協議って何？



道路工事にあたり、いつも行う「警察協議」のことよ！  
ハルちゃん自身、監督員として「道路工事協議書」作成の  
仕事をやっていたでしょ！ もう忘れちゃったの？



あれって、この 80 条協議なのかなぁ～？  
正直言って、あたしゃ、知らなかったよ。

この条文中の第 77 条第 1 項の規定って、  
何んでしたっけ～？ ついでに、教えて～。

あのさあ、あたしも知ら  
なかったわ！（エミ）

あたしだって同じよ！（レイコ）



それって、次の道路交通法「道路の使用  
の許可」の第 1 項のことなんだ。



みんな、案外知らないものです！

#### (2) 道路の使用の許可

**【道路交通法】(道路の使用の許可)**  
**第 77 条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為にかかわる場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。**  
一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人  
二 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者  
三 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者  
四 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等  
一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態・・・・・・・・  
2 前項の許可の申請があった場合において、・・・・・・・・

一般的には道路工事などは、この 77 条の第 1 項により「道路の使用の許可」が必要となるんだけど、道路管理者であれば、先の 80 条により「警察との協議でいいよ！」とのことなんだ。

なるほど！でも、そもそも「許可」と「協議」って何が違うのかしら？

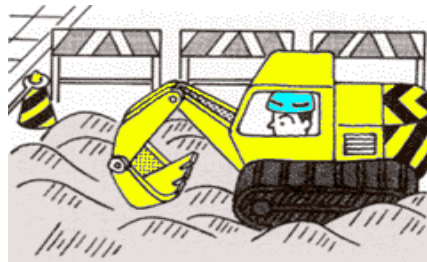




はい！「道路の使用の許可」だと手数料が掛かります。ちなみに、神奈川県警管内で「道路工事」種別だと、現在の手数料は2,500円です。道路管理者との「協議」だと、もちろん無料です！

もしかして、下水工事や水道工事では道路管理者でないから、「道路使用許可扱い」になるのかしら...？

そうだよ。下水や水道工事の場合は、上・下水道の公営企業者が道路管理者から道路法第32条の「道路の占用の許可」を得て、次に下水及び水道の工事請負者が所轄の警察署にて「道路使用許可」を取ることになるんだ。



なるほど、そうか！ということは、道路管理者は特別扱いなんだね。

ところで、この道路交通法第80条の「協議」って、次の道路法第95条の2とリンクしているんだよ。

**【参考】：【道路法】（都道府県公安委員会との調整）**

**第95条の2** 道路管理者は、第45条第1項の規定により道路に区画線を設け、第46条第1項若しくは第3項若しくは第47条第3項の規定により道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は横断歩道橋を設け、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築で政令で定めるもの若しくは歩行安全改築を行い、若しくは道路上に道路の付属物である自動車駐車場を設けようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。ただし、.....

2 .....

この中で「第46条第1項・・・の規定により道路の通行を禁止し、若しくは制限し、・・・しようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。」となっているので、この道路法第95条の2の事務処理を道路交通法第80条の協議と併せて行うこともできるんだ。

そう言われても、何かよくわかんない...？

そもそも、道路工事の施工にあたっては、必ず道路の「通行の禁止又は制限」が生じることになるでしょ！そこで、道路管理者の道路工事の場合には次に示す道路法第46条第1項第二号に基づく道路管理者による「通行の禁止又は制限」というのを行使することになる。だから道路法第95条の2（公安委員会との調整）の第1項が該当することになるのです。

[参考]：【道路法】（通行の禁止又は制限）

第 46 条 道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

- 一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合
- 二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

2 道路管理員は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・て、ことは、、、「道路管理者の道路工事の場合は、道交法 77 条の「道路の使用の許可」の代りに、道交法 80 条の「協議扱い」となり、その手続きと同時に、道路法 46 条第 1 項に基づく「道路の通行の禁止又は制限」についての道路法 95 条の 2 による公安委員会との意見調整を併せて行なう。」ってことなのですね？

そうなんだ！ ちょっとややこしやだったね。更に参考に「道路法第 95 条の 2 で公安委員会の意見を聴かなければならないもの」に関して、道路法施行令を紹介しておきます。

[参考]：【道路法施行令】（都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない改築）

第 38 条の 2 法第 95 条の 2 第 1 項の政令で定める道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築は、車道又は歩道の幅員の変更（歩道にあっては、その拡幅を除く。）及び交通島、中央帯又は植栽帯の設置とする。

公安委員会って警視庁、道警、府警、県警のことでしょ？ そして、通称「交通管理者」とも呼んでるのよね。道路管理者としても、いろいろと協議等で大変ですね。

そう！ 交通管理者と道路管理者の両者が常に協議・連携してより安全・安心で利便性の高い快適な道路づくりを目指しているんだよ。

ところで、本来は「協議」だから、立場上も対等なんだけれど実態はそうでもない場合があるんだ！ 実は交通管理者は、職業が上から目線でものを言う傾向がややあり、だから、道路管理者は立場が弱いと思ってしまう、つい下から目線になってしまう、、、。しっかりしようぜ！（交通管理者にもいい人はいっぱいいる！）



そ~だよ、対等だよ。立場上厳しいけどよろしく！  
ところで、本官は漢字の読み書きは強いぞ！

剣道をやった関係で、交通管理者にも知り合いがいて、いろいろと助けてもらったことがあります。やっぱり人ですよ。人が法律を扱っているんだもの！

### III-7、その他の業務について

法律には関係はないが、日常の道路管理者等の業務のこと。

#### (1) 陳情対応について

市民等からの陳情の内容って、どんなのがあるのかしら？

何しろ、いろんなのがありまっせ！

#### 1) 陳情の種類

- ・ 舗装新設、側溝新設
- ・ 橋梁架設
- ・ 舗装道補修、穴埋め、打換、振動、騒音等
- ・ 砂利路補修、不陸整正等
- ・ 側溝等補修、蓋架設、構造物補修、縦断修正
- ・ 安全施設補修、カーブミラー設置、同修正、防護柵
- ・ 河川浚渫、水路浚渫、側溝浚渫、河川(水路)改修、浚渫処理
- ・ 浚渫土処理
- ・ 自転車対策問題
- ・ その他(不法投棄、除草、倒木、枝処理等、その他)

じゃあ、陳情数はどのくらいあるの？

各地域によって違いがあるけど、数はようありまっせ！

#### 2) 陳情の受付状況

平成17～20年度の多摩区管内の陳情受付件数は次のとおり。

陳情項目	17年度	18年度	19年度	20年度
舗装新設、側溝新設	20	17	8	24
橋梁架設	2	0	0	3
舗装道補修、穴埋め、打換、振動、騒音等	604	674	617	616
砂利路補修、不陸整正等	7	2	2	0
側溝等補修、蓋架設、構造物補修、縦断修正	467	392	352	369
安全施設補修、カーブミラー設置・修正、防護柵	331	358	453	365
河川・水路・側溝浚渫、河川(水路)改修等	329	451	368	352
浚渫土処理	46	28	36	41
自転車対策問題	336	289	328	277
境界、占用、不法投棄、除草、倒木、枝処理等、その他	984	913	821	713
合計	3,126	3,124	2,985	2,760

ゲッ！ 年間約3,000件前後もあるの？ 月平均約230～250件じゃんか！

これって、すごい数でしょ！ 他の行政を含めた関連要望や苦情などもあるんだ。なにしろ、市民、町会、議員、会社、各種法人、行政機関等から寄せられます。

### 3) 陳情の対応方法

それはそうと、全てできるのですか？

全部なんかできるわけね～よ！

まあ、まあ、まあ、..。 もちろん、これだけあるので、状況によってすぐ処理できるものや処理保留、要検討なものなどがあります。また、対策事業のために次年度に向け予算要望するケースもあります。

実際の対応はどうやってるの？

ウン、対応の方法としては事務所職員による直営作業等や請負工事などがあるね。



【道路パトロール車】

これは、道路パトロール中に舗装の破損を見つけたため、緊急補修を行っているものです。  
(撮影：リュ〜ジ)



【直営作業車】

これは、事務所直営班(作業車)によるカーブミラーの維持修繕作業です。



【直営作業】

歩道舗装の部分維持修繕作業で、プレートコンパクタにて転圧しているところです。



【ミニパト車】

ミニパトは技術職員及び事務職員が運転します。もちろん私も運転することがあります。(ヒロミ[事務])



【ダンプ作業車】



【ショベルカー】

これらは、いわゆる、「どんどん出てくる働く車」..ですね！

そ〜よ、ミニパトなら、あたし達も運転するわよネ〜。

(長姉トシエ[事務]、三姉ミキコ[事務]、レイコ[技術]、そして末妹エミ [技術])

**川崎市の管理道路の延長が約2490kmでしょ！**

**そのうち多摩区が約400kmでしょ、こりゃぁ維持管理だけでも大変だわさ！**

## (2) 放置自転車対策について

ウン、そうなの。だから困っているの。でも、これは川崎市だけの問題じゃないんだ。まさに全国の主要都市の駅周辺が抱えている問題と言えるんだな。

駅前広場なんかには放置の自転車やバイクがいっぱいありますよね！



### 1) 組織・機構について

現在、川崎市では建設局自転車対策室が対策の元締めとなって、以下に関する業務を行っています。

- ・ 自転車などの放置防止対策の総合計画
- ・ 自転車など駐輪対策協議会
- ・ 自転車等駐車場・保管場所の設置及び維持管理

### 2) 自転車対策に関する法律について

あるよ！ これだ。

エッ、チャリンコの法律なんてあるんだ？

#### 【自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律】

(目的)

第1条 この法律は、自転車の係る道路環境整備及び……利用者の利便の増進に資することを目的とする。……

この法律って、さあ、昭和55年11月25日法律第87号だよ！

(自転車等の駐車対策の総合的推進)

ある古！

第5条 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予測される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

……

第6条 市町村長は、駅前等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

……

### 3) 放置自転車対策関係条例等について

#### 【川崎市自転車等の放置防止に関する条例】

(目的) 第1条 この条例は……

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、自転車等駐車場の設置、自転車等の適正な駐りに係る指導啓発、関係機関及び関係団体との協力体制の確立等総合的な自転車等の放置防止対策の推進に努めるものとする。

この条例が基本になっており、「自転車などの放置禁止区域」を指定し、放置自転車などの撤去活動をはじめとした放置防止対策を行っています。

**【条例】（放置禁止区域の指定）**

**第 7 条** 市長は、公共の場所であって、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、自転車等の放置を禁止する必要がある区域を自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）に指定することができる。

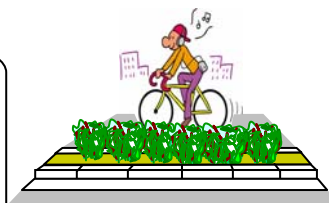
2 市長は、前項の規定により放置禁止区域を指定しようとするときは・・・・・・・・

**【条例】（放置禁止区域内における自転車等の放置の禁止）**

**第 9 条** 自転車等の利用者及び所有者（以下「利用者等」という。）は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

その「自転車等放置禁止区域」って現在どのくらいあるの？

H20,5現在で、JRと各私鉄の各駅周辺の**39区域**を放置禁止区域に指定しているんだ。まあ、原則としてほとんどの駅前が指定されていると考えていいかな。そして、当然のことながら、指定した区域にはそれなりの駐車容量を持った自転車等駐車を設置している。なお、市営有料駐車場と民営有料駐車場がある。



じゃあ、自転車駐車場の料金はどうなっているの？

市営の使用料金は、条例第 16 条において[整理手数料]という位置づけの名称となっており、この整理手数料の金額の範囲内（いわゆる上限の金額）が定められているんだ。

**【条例】（整理手数料の納付）**

**第 16 条** 規則で定める自転車等駐輪場を利用する者は、整理手数料を納付しなければならない。

2 前項に規定する整理手数料の額については、次の表に定める金額の範囲内において規則で定める。

利用区分	自転車等の区分	金額
一時利用、一日一回	自転車	100円
	原動機付自転車及び自動二輪車	130円

注) その他定期利用の表あり。

さらに具体の市営有料駐車場の料金は、条例施行規則第 14 条において「整理手数料の額」として次のように別表第 2 に定められている。

**【川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則】**

**（整理手数料の額）**

第 14 条 条例第 16 条第 2 項の規定による整理手数料の額は、別表第 2 のとおりとする。  
 2 前項の規定にかかわらず、別表第 3 の区分の欄各項に掲げるものに係る整理手数料の額は、当該各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄各項に定めるとおりとする。

**別表第 2（第 14 条関係）より部分抜粋**

利用区分	自転車等の区分	屋根等の設備あり	屋根等の設備なし
一時利用、一日一回	自転車	100円	80円
	原動機付自転車 及び自動二輪車	130円	100円

注) 利用できるのは排気量125ccまでの普通自動二輪です。  
 上記の料金表と異なる駐輪場も一部あります。

**そもそも、市全体の自転車の放置状況はどうなっているのですか？**



【JR川崎駅市役所通り】



【小田急生田駅付近】

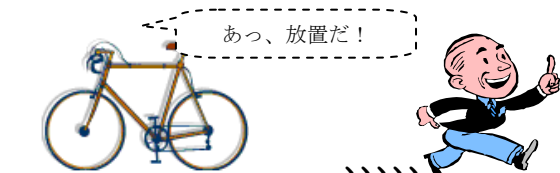
**【自転車利用等の状況】** (平成 19 年実態調査)

自転車等利用台数	76,709
放置自転車等台数	14,765
自転車等駐車場収容台数	61,594

約 15,000 台

(建設局事業概要2008より)

この表からすると、川崎市内で1日に約15,000台が放置されていることになるか!? その他に「自転車等駐車場利用実台数が61,944台」というファクターもあるけどね



**たとえば、ヤジさん愛車のこの自転車を  
 放置禁止区域内に放置するとどうなるの？**

【条例】（放置禁止区域内の放置自転車等の撤去等）

第 10 条 市長は、放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を自転車等駐車場又は放置禁止区域以外の場所に移動するよう命ずることができる。

2 市長は、自転車等の利用者等が前項の規定による命令に従わないとき、又は放置禁止区域内において自転車等が放置され、かつ当該放置の場所の周辺に自転車等の利用者等がいないと認められるときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。

だから、条例第 10 条により移動を命じられ、それでも従わない場合等のときには、撤去され、自転車等保管所にて保管されることとなります。これは**レッドカード**です！

**警告**  
至急移動してください。

（レッドカード）

じゃあ、この自転車を放置禁止区域以外に放置するとどうなるの？

【条例】（放置禁止区域以外の放置自転車等の撤去等）

第 11 条 市長は、放置禁止区域以外の公共の場所であって自転車等が放置されていることにより、歩行者等の通行障害が生じている場所又は災害時における緊急活動が困難となる場所があると認められるときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該場所に自転車等を放置しないよう指導及び警告を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による指導及び警告を行ったにもかかわらず、当該場所において規則で定める期間移動されることなく放置されている自転車等については、当該自転車等を撤去し、保管することができる。

3 市長は、第 1 項の規定による指導及び警告をいったにもかかわらず、同項に規定する当該場所においてなお当該自転車等の放置により付近住民の日常生活に著しい支障をきたし、又は歩行者等の身体に危険を及ぼすような状態が生じている部分があると認められるときは、当該部分に限り当該放置されている自転車等を撤去し、保管することができる。

この第 3 項は緊急対応処置の位置づけだな！

【条例施行規則】（放置禁止区域以外で撤去及び保管の対象となる期間）

第 6 条 条例第 11 条第 2 項に規定する規則で定める期間は同条第 1 項に規定する指導及び警告を行った日から起算して 3 日間とする。

その場合は、上記条例第 11 条により指導・警告がされる。そして、条例施行規則第 6 条に定められた「**3 日間**」が過ぎると撤去され、これまた自転車等保管所にて保管されることになるんだな。これは**イエローカード**です！

**警告**  
放置しないでください。

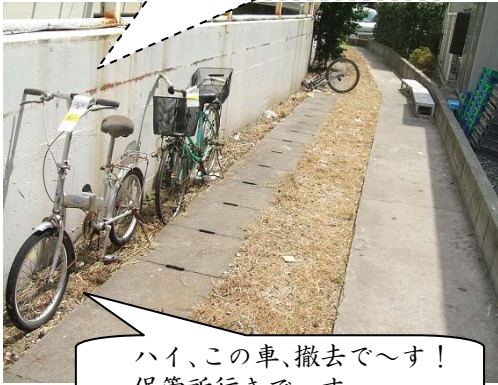
（イエローカード）

ふう〜ん「**3 日間**」のうちに移動しないと撤去かあ、....。

でも、上記条例第 11 条第 3 項に該当した場合は「**3 日間**」には関係なく緊急対応として撤去・保管されることになる！



ほら、ちゃんと警告書付いてるね。



ハイ、この車、撤去で～す！  
保管所行きで～す。



でも、所有者本人は盗まれたか、撤去か分かるのかしら？

そうなの！ だから市として、次の条例第 12 条（撤去自転車等の措置等）の対応があります。

**【条例】（撤去自転車等の措置）**

**第 12 条** 市長は、・・・当該自転車等を撤去し、保管したときは、その旨を告示するとともに当該自転車等を撤去した旨及び当該自転車等の保管場所等を明記した立看板等を当該撤去した場所又はその付近に掲示し、利用者等に周知しなければならない。

2 市長は、前項に規定する撤去自転車等の利用者等を直ちに調査し、当該利用者等に引き取るよう通知を行う等当該自転車等を引き取らせるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項の規定による措置を講じたにもかかわらず引取りのない撤去自転車等については、規則で定める期間保管しなければならない。

4 第 2 項に定める調査の方法、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

告示、調査、連絡、保管やら、これらの事務も大変ですね！

でしょ！

でも、いつまで保管してくれるのかしら？

**【条例施行規則】（保管期間）**

**第 9 条** 条例第 12 条第 3 項に規定する規則で定める期間は同条第 1 項に規定する告示をした日から起算して 1 箇月間とする。

条例第 12 条第 3 項と規則第 9 条（保管期間）により **1 箇月間**だね。

あの愛車のサイクリング自転車、高いのよ！  
すぐに引き取りに行きます。（ヤジ）

なるほどね～。じゃあ、保管所へ引取りに行く時はいくら払うことになるの？

**【条例施行規則】（撤去、保管等に係る費用の額）**

**第 11 条 条例第 13 条第 2 項に規定する規則で定める撤去、保管等に係る費用は、次のとおりとする。**

- (1) **自転車 1 台につき 2,500 円**
- (2) **原動機付自転車 1 台につき 5,000 円**
- (3) **自動二輪車 1 台につき 10,000 円**

条例第 13 条（撤去、保管等に係る費用の納付）と上記条例施行規則第 11 条が規定されている。だから、自転車だと 2500 円也!!

でも、引き取りに行かなくて、1 ヶ月がたったらと、どうなるの？

えっ、それは困るよ！  
取りに来てよ、自分のでしょ？

あの～、今、安い新品の自転車は 9,000 円台で買えますよ！ 引取りは 2500 円で、そのほかに交通費もかかるし、、、

確かにそうなんだよね～。  
この金銭感覚、何か今の日本は裕福だね。  
でも、取りに行かず買えばいいなんて考えは、日本人を絶対ダメにするぞ！昔はみんな裕福でないから簡単には買えなかった。だからこそ、みんな、物を大切にしたら、、、  
戦後のそ～ゆ～時代に育ったが、引け目はないぞ！

で、実際どうなるの？

**【条例】（引取りのない自転車等の処理）**

**第 14 条 市長は、第 12 条の規定に基づく措置等を講じたにもかかわらず引取りのない自転車等については、売却その他の処理をすることができる。**

そりゃあ、リサイクル用自転車として売れるのもあるけれど、そうでないのもいっぱいあるし、、。最終的には処分費が掛かることになるんだな、これが、、、

「物が豊富で使い捨てる時代、好き嫌い有りの飽食の時代、そして、モンスターペアレントがのさばる時代、、、いつかバチが当たる！」



..【授業終了】

オット、ついに時間が来てしまいました！  
後は自分でしっかり勉強してください。

さあ～て、分かってくれました？（インターンシップ担当：マサル）

## Qちよこつと質問

### 放置自動車はどうするのですか？



放置自転車とは違う意味の放置であり、困ったものですね。  
まさに確信犯であり、廃車する金を惜しんで手口が巧妙！

「川崎市路上放置自動車処理要綱」に基づき対応することになる。

- 第1 目的
- 第2 用語の定義
- 第3 路上放置自動車の調査及び警察協議
- 第4 路上放置自動車の処理
- 第5 附則

盗難車とかいろいろなケースも考えられる。したがって、警察署と連携して事務処理を行うこととなります。発見した場合には現地調査し、所轄警察署に所有者の確認及び経済価値の判定について協議をします。（「**路上放置自動車所有者確認等協議書**」の提出）

所轄警察署による調査の結果、「**廃物自動車**」と認定する**廃物自動車認定通知書**（管内に放置してある自動車について調査をしたところ、所有者不明の廃物自動車と認定したので通知する。）を受けた場合には、「要綱細則」に基づき処理を行っていきます。

現実には警察が調査しても売買、更に転売で所有者不明となり、特定できないケースが多いのだ。何しろ相手も巧みだ！ 無論見つければ撤去させるが、。



警告書の添付

猶予期限 2 週間を経過してもなお放置されている「**廃物自動車**」は警察官立会いのもと撤去・処分を行うこととなります。

道路管理者としては、道路上の障害物をそのまま長期間放置できないし、撤去はやむなし！



えっ、その撤去や処分の費用はどうなるの？

残念ながら道路管理者が費用を負担することになる。



それって許せませんね！

さてと... 関係する法律のことやら、いろいろと出てきたけど、何かとても難しいですよ。覚えきれないわ...



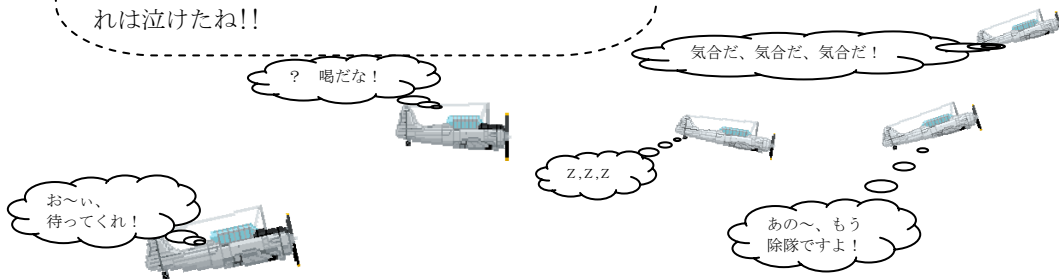
確かに法律関係は難しいね。でも、道路管理者としては避けて通れない。今後共しっかり勉強するように！ 道路の管理及び占用許可業務、そして新設・改築、維持修繕などの様々な業務が道路管理者の重要な仕事と言えます。そのほか、事業の用地買収なども重要な仕事じゃ！ 土地の価格、建物の物件移転補償、その他各種補償など、時間も掛かるし、ホント大変である。昔は道路を造ると喜ばれた。今は明らかに違う。肝に銘じておけ！

そ～言えば、先輩たちが「用地買収等が終われば事業は7～8割は終わったようなもんだ。」って言ってましたね！



そうそう、平成21年3月も多く先輩たちが旅立(退職)っていきました。昭和23年組飛行連隊お疲れ様でした！私も数年後、追いかけてすぐ行きますので、。いわゆる「団塊の世代」の退職が続きます。

そう言えば、昔、多摩高時代に読んだ本に「雲の墓標」というのがあった。作者は忘れたが、あれは泣けたね!!



長い間、お疲れ様でした！寄り道せず、速やかに帰宅してください。なお燃料は片道分のみです！

ホラまた始まったよ、編集長の妄想が...

オーイ、退職金は無駄に使うなよ！年金も大切にな、...



【日本最南端の島】分かるかな？

それに、逝く時は家族に迷惑をかけずにポックリ逝けよ!!

それと... 痴呆になるなよ!!

### 【いろは、別れの言葉】

今回もたくさん教わってしまいました。このお礼は実務を通して、早く一人前になることで返させていただきます。何しろ、いろいろとありがとうございました！では、健康に気をつけてがんばって下さい。



オウ！  
じゃあな。

